



社会福祉法人 西日本至福会

* 事業報告書

* 決算報告書

* 監査報告書

* 現況報告書

* 定款

* 役員報酬規程

* 役員等名簿

《 事業報告書 》

1. 法人施設経営について

将来の施設の建替費用等に対応するため、財務健全化への取り組み5ヶ年計画書を別紙のとおり策定した。全12項目のうち7項目を実施。今後残りの項目に取り組むこととする。

2. 法人の広報について

法人の総合プロモーションフィルム(動画作成)について、主に法人ホームページ制作会社と打合わせを行ったが見積金額が高額であったため、現時点では内容の再検討を行っている状況である。

今後は、内容と費用について各施設との確認、調整を行いながら完成を図っていく。

3. 職員研修制度について

前年度に引続き新型コロナウイルス感染症拡大防止等により、外部講師を招いての研修を含め、法人内研修制度は開催しなかった。

最近ではWeb研修が増加している傾向であるが、集団研修を開催できる状況になれば外部講師を招いての専門的な研修を開催したい。

4. 人事管理について

(1) 将来の幹部候補育成方法の検討について

以前より新卒採用職員や中途採用職員等を対象とした研修制度は構築していたが、今後、研修内容のさらなる充実を図っていく。

また、新任施設長を対象とした研修制度は確立していないため、新たな取り組みとして令和4年度は施設経営に必要な会計、労務等の情報を集約した専用ハンドブックを作成することにした。

(2) 職員名簿の電子化について

管理ソフト導入による職員名簿の電子化を検討したが、導入時の業務量が膨大であり、本部職員の不足している現時点ではマンパワーが十分ではないと判断したため、今年度でのソフト導入は見送ることとした。

当面は、従来どおりExcelファイルでの職員録の整備を続けることとする。

5. 経理システムについて

事業計画で掲げていた「全事業所の決算見込額の算出」については、法人独自の経理資料である「経理月報」へ決算見込額を計上することで、毎月の財政状況の判断材料の一つとしたため、期中における経営上の課題に迅速な対応が可能となった。

6. 新型コロナウイルス対策について

(1) 利用者、職員の早期のワクチン接種実現のための情報収集、準備については、令和3

年7月の運営会議で2回目、令和4年3月の運営会議で3回目のワクチン接種状況を確認。利用者・職員9割以上が接種完了したことを確認した。

(2) 対応マニュアルの作成は完了した。また、感染者発生時の対応他、法人内の姉妹施設からの職員応援派遣体制等を整備した。

(3) リモート会議については、運営会議、事務員会議、カウンセラー会議をはじめ、法人内の多くの専門職会議で実施し、感染症拡大防止に努めた。一部の会議体では、会議内容がそぐわないためリモート化できなかったが、今後の状況、内容によりリモート会議の推進を図り、引き続き感染防止に努めたい。

文書の電子化・電子決裁については、本部と施設間でのメールやクラウドサーバーによるやりとりが従来より大幅に増加した。

今後は、本部と遠隔施設との文書のやりとりの電子化を一層加速させ、感染対策・業務省力化につなげていきたい。

(4) 在宅勤務等の検討について

他法人の状況を調査した結果、クラスター発生時でも業者支払い、給与支払いは停止できないという理由で事務員のみがリモートワークの対象であった。

具体策については複数のシステムを令和4年度に試行することとする。

7. その他

(1) 利用者重大事故が発生した場合、遺族等対外的な関係者への対応については施設側にとって困難な状態が予想されるが、この場合の基本的な考え方、対応方針はなかったため、これを明確化した対応マニュアルを作成した。

(2) 寝具類賃貸借業者から、近年洗濯物の増加傾向に伴い年間約190万円の費用負担増加の要望を受けた。対象施設と協議した結果、寝具類の扱いに問題があったため法人共通の寝具類発注納品等マニュアルを作成し、負担増加を回避した。

以上

社会福祉法人西日本至福会 財務健全化への取り組み（本部案）5ケ年計画

（注）記号の説明：「→」検討・調整「○」試行「◎」実施「⇒」継続実施「☆」目標達成。なお、目標達成後は備考欄に効果（金額）を記載する。

番号	取組項目	R3	R4	R5	R6	R7	担当部署	備 考
1	千寿中間通所リハビリテーションの運営見直し	☆					本部、千寿中間	1. 令和3年4月1日から実施。見直しの主な内容は以下のとおり。 (1)定員は休止直近の利用状況を考慮し20名から5名に変更。 (2)7～9時間の入浴、食事、機能訓練、レクリエーションを提供する長時間デイケアを、よりニーズの高い1～2時間の健康管理、機能訓練、身体介護に重きを置いた短時間デイケアに変更。 2. 結果、当初採用予定の常勤職員、パート職員5名の採用の必要性がなくなり、予定された人件費14,144千円を抑制した。
2	職員親睦会への助成金の停止	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	法人全体	1. 職員と合意の上、令和3年4月1日から実施。 2. 結果、年間約3,000千円を抑制。（年間利益1億円超の場合、復活）
3	居宅介護支援事業所の廃止、代わりに(株)西日本医療福祉総合センターの居宅介護支援事業所との連携を図る。	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	法人全体	1. 令和3年7月1日をもって廃止。その後、直ちに法人本部より西日本医療福祉総合センター、新中間病院に事業廃止のご挨拶に出向き今後の利用者紹介に関する協力要請を実施した。 2. 結果、年間約3,000千円を抑制。
4	福岡県共同募金会の助成金について	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	望玄荘、ゆうあい	改修工事、機器等の購入について、対象施設のうち、法人内で財務基盤の弱い軽費老人ホームが本助成金を優先的に活用する。 申請は1法人1施設、2年連続の申請は不可。法人内で内部調整が必要な場合、本部経理課長が担当する。本助成制度よりも有利な助成制度があればそちらの活用でも可。
5	年賀寄附金配分金について	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	千寿中間、サンフラワーズ北九州	多くの助成金で介護老人保健施設は対象外であることが珍しくないが、本配分金では対象となっている。改修工事、機器等の購入については、介護老人保健施設が本配分金を優先的に活用する。 申請は1法人1施設、2年連続の申請は不可。法人内で内部調整が必要な場合、本部経理課長が担当する。本配分金制度よりも有利な助成制度があればそちらの活用でも可。
6	福祉車両取得の際の助成制度について	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	全施設	1. 三井住友海上福祉財団 介護仕様車購入費用助成制度 2. 日本財団 福祉車両助成事業（但し、老健デイケア送迎車のみが対象） 3. 24時間テレビ 福祉車両贈呈 法人内で内部調整が必要な場合、本部経理課長が担当する。以上の助成制度よりも有利な助成制度があればそちらの活用でも可。
7	近隣の生涯学習センター各種クラブボランティア活用	保留		→	→	→	本部	目的は職員の負担軽減と施設行事関連費用の削減。 本件は外部の方々の受け入れが前提。新型コロナウイルスの感染状況を考慮し実施するため、現時点で保留。状況改善次第、本部が同センターを訪問し協議開始。
8	施設の職員配置状況の分析と介護ロボットの導入	保留		→	→	→	法人全体	本件は先進施設への視察が前提。 新型コロナウイルスの感染状況を考慮し実施するため、現時点で保留。なお、本部内で実施に向けた構想を練っておく。
9	時間外手当の削減	→	○	◎	⇒	⇒	法人全体	目的は職員の健康保持とワークライフバランスの実現。 令和2年11月の運営会議の決定に基づき、今後の法人全体の時間外手当を令和元年度実績額の2割を目標に削減する。令和元年度時間外手当13,910千円。2割2,782千円を削減した金額は11,128千円。
10	新電力への契約変更後の電気代の検証	→	◎	⇒	⇒	⇒	全施設	主に事務員会議で検討する。
11	各種保守契約の見直し	→	→	◎	⇒	⇒	全施設	主に事務員会議で検討する。
12	建物総合保険料の検証	☆					本部	1. ゆうあいは開設以来より火災保険に2件加入してきたが、そのうち令和3年7月31日満期の火災保険の更新について、グループの保険代理店に相談、見直しを実施した。 2. 結果、上記の火災保険は不要となり、年間427千円の保険料を抑制した。

令和3年度 軽費老人ホーム（A型）望玄荘 事業報告書

1. 基本方針

ご利用者の方々が「明るく」「楽しく」「和やかに」家庭的な雰囲気の中で安心して生活できるように支援致しました。ご利用者の状態を的確に捉え、安心・安全・快適に、そして一日でも長く生活していただけるよう努めました。

毎月1日付の平均利用者数は99.4名でした。今年度は毎月満室達成を目指します。

【施設独自のサービス】※令和4年3月31日現在

- 緊急受診付き添い… 3件
- 救急車同乗付き添い… 13件
- 体調不良者居室配膳… 51件
- 食事の配下膳対象者… 32名
- 内服薬の管理… 27名
- 見守り携帯使用件数… 194件

2. 利用者

(1) 栄養課

- 1 調理済食材を導入し、調理済食材と厨房での調理を上手く組み合わせて行事食提供など喜ばれる献立に取り組みました。
- 2 衛生管理をきちんと行い、安心できる食事が提供できるよう取り組みました。
- 3 四季の食材を使用して行事食などを行い、食事を提供しました。
- 4 利用者のご要望・嗜好調査（年2回実施）を参考にして、献立に反映しました。
- 5 長期にわたる調理員不足のため、カット野菜や完全調理済食品を導入して、少しでも利用者満足度を高めるよう日々の食事提供に取り組みました。

(2) 看護科

- 1 インフルエンザの発症者は入所者、職員共にいませんでした。
- 2 新型コロナウイルス感染症については、令和4年1月23日に利用者1例目が発症。その後施設内クラスター感染となり利用者21名感染（内入院1名、死亡1名）、職員8名感染（内入院1名）合計29名が感染しました。1月26日から2月25日の期間は保健所の指示のもと施設からの外出・面会を全面禁止といたしました。3月1日付で入所した利用者1名が、3月21日に新型コロナウイルス感染が判明。同日救急車搬送により入院となり再度の施設内感染拡大には至りませんでした。3月25日治療終了により退院しましたが、保健所の指示により、3月31日まで居室内隔離対応を行いました。累計感染者は利用者22名（内入院2名、死亡1名）職員8名（内入院1名）合計30名となりました。

- 3 マスク着用・手指消毒の徹底に努め、感染予防マニュアルに沿って対応しました。
- 4 嘱託医及び医療機関との連絡調整を密に行い、より良い協力体制がとれるようにいたしました。
- 5 利用者が健康な生活を送れるように、胸写・血液検査・インフルエンザ予防接種を実施しました。新型コロナウイルスワクチン接種3回目については96名実施済みです。

(3) 介護科

- 1 利用者の高齢化にてADL及び認知能力の低下が進む中、要支援・要介護者が増え続けている現状を踏まえ、利用者の状態や処遇に関して毎月検討会議を行い、処遇の統一や事故防止に努めました。
- 2 新型コロナウイルス感染症予防及び発生時の対応について、職員間で研修・マニュアルの見直しを行いました。また行事の縮小やクラブ活動が中止となった中で、少しでも入居者に季節を感じ楽しく過ごしていただけるように、荘内の環境整備に努めました。
- 3 利用者により良いサービス提供ができるよう、職員の接遇マナーの向上を図りました。

(4) 事務課

- 1 安定した施設運営の為に予算に合わせながら経費節減を行い、生活相談課と連携し利用者確保に努めました。
- 2 利用料の滞納を未然に防ぐため、生活相談課と連携を図り状況把握に努めました。
- 3 新型コロナウイルス感染でクラスターになり、各科(課)との連携に努め終息しましたが、改めて利用者が施設で平穏な生活を送れる事の大切さを学びました。

(5) 生活相談課

- 1 利用者の心身状態の変化を各部署と協議しながら、要支援・要介護認定の申請や介護サービスの調整などを適宜行い、利用者が施設生活を維持できるように努めました。
- 2 新型コロナウイルス感染予防のため、外報活動は行わず広告掲載やホームページを活用することで、地域や関係機関に施設を周知していただき問い合わせにつながりました。令和3年度の見学者は44名来荘されました。見学者一覧表にまとめ入所へとつなげました。(令和3年度入所者 12名)
- 3 新型コロナウイルス感染対策の為、面会や施設見学の入館制限を行い、見学者への対応として映像を用いた施設説明を行いました。
- 4 他施設の軽費・ケアハウスと情報交換を行うなどし、より良い施設づくりに努め

ました。

3. 職員

(1) 教育

- 1 オンラインを含めた研修への参加により、職員の自己啓発・スキルアップを図りました。

4. 防災関係

- 1 荘内にポスター等掲示しながら利用者へ防災について発信しました。
- 2 小倉北消防署へ連絡し、総合避難訓練、夜間想定避難訓練を利用者の参加は行わず、職員のみによる図上訓練を行いました。
- 3 避難食入れ替えの為、2回の防災食として利用者に提供しました。
- 4 災害時を想定した災害対策避難訓練を実施しました

5. 地域との連携

- 1 市民一斉まち美化の日に施設として参加し、地域貢献に努めました。
- 2 その他のボランティアは新型コロナウイルス感染予防のため、受け入れをしていません。

6. 入所者入退所状況

○令和4年3月末現在の入所者数 男性 39名 女性 59名 計 98名

令和3年度 入所者数	男	女	計	令和3年度 退所者数	男	女	計
	7	5	12		4	8	12

【退所者数内訳】

○家庭・社会復帰…2名 長期入院…4名 他施設入所…4名 死亡…2名

サービスの向上を図るため、下記のとおり会議の実施に努めました。

- 1 職員会議 月1回実施
- 2 処遇会議 月1回実施
- 3 給食サービス会議 月1回実施
- 4 安全対策委員会 年4回実施
- 5 感染症対策委員会 年4回実施
- 6 身体拘束廃止・虐待防止委員会 年4回実施
- 7 マナーアップ委員会 年4回実施
- 8 職員研修（身体拘束廃止・感染対策）年2回実施

令和3年度 特別養護老人ホームサンライズ北九州 事業報告書

I. 令和3年度の振り返り

前年度同様、令和3年度も私たちは「感染リスクの高い利用者を新型コロナウイルス感染から守る」という事に全力を尽くしてまいりました。施設内集団感染といった事態は避ける事が出来た一方、市内における感染拡大の影響は大きく、年間の施設利用者数が目標数未達という結果に至ってしまいました。

II. 利用者

(1) 利用者の調整

○1日平均施設利用者目標数 98名 ⇒ 実績 94.08名 (達成率96%)

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	98.17	96.68	96.63	99.9	100.9	99.7	98.74	100.1	100.4	99.58	96.9	97.16	98.76
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	97.13	96.06	100.6	94.3	92.26	89.57	86.9	91.4	97.1	95	95.3	93.65	94.08

○人サービス1日平均施設利用者目標数 95名 ⇒ 実績 92.85名 (達成率97.73%)

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	93.9	90.9	93.5	96.9	97.7	96.2	93.9	96.4	96.4	95.5	95.1	94.9	95.1
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	93.97	94.32	98.07	92.55	90.87	89	86.7	90.4	96.1	94.26	95.25	93.16	92.85

○短期入所1日平均施設利用者目標数 3名 ⇒ 実績 1.23名 (達成率41%)

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	4.23	5.8	3.1	3	3.2	3.5	4.87	3.73	4.03	4.1	1.75	2.29	3.65
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	3.16	1.74	2.5	1.77	1.42	0.67	0.2	1	1	0.74	0	0.49	1.23

【1日平均利用者数減少の主な要因】

①短期間(1ヶ月)の間に急変による死亡者や状態未改善での退所が続きました。

4月(死亡3名・退所2名) 8月(死亡2名(同日)・退所3名) 2月(3日間で死亡3名)

②新型コロナウイルス感染拡大により、ワクチン接種後の入所希望や病院及び施設への来所を控えざるを得ない状況等が影響し、退所分を補う新規利用者の入所調整が難航しました。

【1日平均利用者数確保に向けた具体的な活動】

①入院期間が30日を経過する事での退去者を防ぐ為、病棟師長及び医療ソーシャルワーカーとの連携を密に行ない、早期退院へと繋げました。

②新中間病院のみならず、他医療機関の地域医療連携室や居宅介護支援事業所と連携を図りショートステイ空床数等の連絡を定期的に行う事で、長期の短期入所へと結びつける様に努めました。

(2) 栄養

- ①食事摂取状況をこまめに観察し、利用者が負担なく摂取できるよう適切な栄養量や食事形態を継続的に見直し、健康維持・増進を図りました。
- ②感染症予防対策を行った上で食事に関する行事を開催しました。今年度は利用者がご家族やご友人と訪れたお店の思い出の「味」をテイクアウトにて味わい、懐かしさを感じて頂きました。
- ③衛生管理を行い、安全・安心な食事提供と情報提供に努めました。

(3) 健康管理

- ①発熱者のPCR検査を医療機関へ積極的に依頼、体調不良の職員に関するこまめな状態把握及び自宅待機指示、抗原定性検査キットの使用等、新型コロナウイルスによる感染が蔓延しないよう感染予防を徹底しました。
- ②他職種及び看護職員同士でも話しやすい雰囲気を作り、情報共有や報告・連絡・相談を密に行う事で、早期発見及び早期受診を図りました。
- ③面会ができない状況の中、普段の状態報告を密に行うと共に、御家族の不安な気持ちを軽減出来るよう、ご家族へ報告する際に状況等の詳細を把握した上で慎重に言葉を選び説明するよう努めました。
- ④介護職員に「急変時や緊急時の対応について」の施設内研修を実施し、知識や技術の向上を図りました。

(4) 機能訓練

- ①利用者の状態に応じて訓練を行う為に、御家族への聞き取り等を十分に行い、可能な限り要望を訓練プランに反映するように努めました。
- ②訓練プラン内容について御家族へこまめに連絡をとり、適宜改善や変更を行うように努めました。
- ③ケアカンファレンスの場を通じて、多職種との活発な情報交換を行う事で利用者の方々に応じた訓練プランを策定・実施し、ADLの低下予防や残存機能の維持を図りました。
- ④訓練中に於いて安全面は基より、感染予防にも十分配慮するように努めました。

(5) 行事、余暇活動

- ①コロナ禍で面会中止の中、利用者の状況や現在の担当職員が分かるよう、定期的に担当からのお手紙と写真を送る事で、ご家族が安心できるように努めました。
- ②レクリエーション委員が中心となり、施設内で楽しめる行事を企画し、利用者が施設内で笑顔になれるよう努めました。

(6) 排泄

- ①定期的に利用者の排泄用品の見直しを行い、その方に合ったオムツ・パット等の使用に努めました。

- ②介助中の皮膚状態をこまめに観察し、異常時はすぐに看護へ報告し処置対応を依頼する事で、褥瘡等の皮膚トラブルの早期発見・早期完治を図りました。

(7) 生活環境の整備

- ①施設内に於いて万が一感染症が蔓延した場合に備え、各階に隔離スペース・ビニールカーテンを設置する等、ゾーニングによる防止対策を図りました。
- ②園芸委員が中心となり、園庭に季節の花を咲かせ、利用者が四季を感じられるような空間作りに努めました。
- ③温度・湿度計を細めに確認し、常時換気をしている中で快適な空間作りに努めました。

(8) 安全対策

- ①危険な行動が予測される利用者に対し、センサーマットの導入及び積極的な活用を行い、生命にかかわる大事故に繋がらないよう努めました。
- ②事故防止対策の勉強会を定期的に行い、過去の事故の原因を振り返る事で、再発防止を図りました。
- ③原因不明の事故が無いよう、介助時におけるパワーコントロールの徹底に努めました。

Ⅲ. 職員教育

- ①現場職員を対象に、感染症（新型コロナウイルス・ノロウイルス）発生時の対応方法についてシミュレーションを実施する等、実践的な研修を行うよう努めました。
- ②管理者による定期的なラウンドや職員への積極的な声掛け、日頃から相談課や栄養課、訓練科といった他部署が介護現場のサポートを行う事で「何でも相談し合える職場」「職員同士のチームワーク」環境作りに努めました。
- ③問題解決に向けて、まずは現場職員自らが洞察・考察するよう意識付けを行う事で個々人のスキルアップを図るよう努めました。
- ④現場職員を主体とした各委員会「プロジェクト“S”」を継続して行い、サービスの管理と質の向上及び職員の資質の向上に努めました。
- ・事故対策委員会 ・口腔ケア委員会 ・感染、食中毒対策委員会
 - ・褥瘡委員会 ・ケアプラン、マニュアル委員会 ・レクリエーション委員会
 - ・身体拘束廃止、虐待防止委員会

Ⅳ. 防災

- ①夜間想定消防訓練を年2回（9月・12月）開催しました。9月は施設近隣の住民も参加しての訓練を行いました。また、地震想定訓練を3月に実施しました。
- ②年に2回（5月・12月）専門業者による施設内消防用設備点検を実施しました。

V. 財務

- ①建物老朽化については長期的な修繕計画に沿って、補修及び修繕等を行いました。
設備については老朽化により、突発修繕の増加や設備の入替の時期が来ていることから、
営繕関係の整備について今後の課題として検討していきます。
- ②新型コロナウイルスの影響、利用者の状態急変による退所増加により、利用者人数が激
減となり、安定した利用者数確保が出来なかった為、来年度は安定した利用者確保に努
めます。
- ③今年度は介護員・看護師の退職者が増え、職員数の安定が難しい状況ではありますが、業
務の改善・見直しを行い、魅力ある職場づくりを目指して、職員雇用の確保に努めます。

VI. 地域との連携

今年度も新型コロナウイルスの影響により地域との連携及び、実習生や外部のボランティアを受け入れる事が出来ませんでした。今後も地域に根ざした施設を目指すべく、また、高齢者施設への理解と人材育成に寄与出来るよう、感染対策を講じた上で連携を図っていきます。

VII. 施設整備

- | | | | |
|-------------|-------|--------------------|-------|
| ①設備修繕工事 | ・・・ | ○給湯配管水漏れ・ポンプ取替工事 | |
| | | ○研修室・2F ステーション壁紙張替 | |
| ②備品の購入 | ・・・ | ○複合コピー機 | |
| | | ○事務所机(6 台) | |
| ③施設設備メンテナンス | | | |
| ・エレベーター点検 | 毎月 | ・館内ワックスがけ | 年 2 回 |
| ・消防設備点検 | 年 2 回 | ・空調設備点検 | 年 2 回 |
| ・電気設備点検 | 年 6 回 | ・ボイラー点検 | 年 2 回 |
| ・汚水、貯水槽清掃 | 年 1 回 | | |

1. 基本方針

個人の尊厳と人権を尊重し、ご利用者が安心して健康的な生活が送れるよう、利用者主体のサービス提供に努めました。新型コロナ感染対策や、利用者を取り巻く様々な状況の変化に対応できるよう、業務改善と意識改革に取り組み、利用者が快適に過ごせる環境づくりに取り組みました。

2. 利用者

(1) 食事

- ① 季節感ある食事環境づくりを提供しました。桜の時期に花見弁当を、移転後10年の節目を迎えた5月は、かしわ飯弁当を提供しました。自粛生活が続く中で、感染対策を重視しながら、手作りの行事食を食べて楽しんでいただきました。
- ② 食事摂取基準2020年版に対応するため、塩分摂取量の目標量を7.5g以下に変更し、メニューの見直しや調味料を選別した結果、塩分摂取量を7g以下におさえる事ができました。ご利用者からの「味付け」に対する意見は、「今までと変わらない。」との回答が大半でした。今後はさらなる減塩対策を継続し、利用者の健康管理を行います。
- ③ エネルギー摂取量の過不足の評価（アセスメント）には、BMIを用い、食事調査と合わせて実施し、栄養状態の維持・改善に取り組みました。
- ④ 感染症対策として、免疫力を高める乳酸菌を積極的に摂取しました。又、利用者の高齢化に伴う低栄養フレイル予防には、血液検査のデーターをもとに、利用者一人一人の状態に合わせた栄養補助食品を取り入れ、改善を図りました。
- ⑤ 経口による継続的な食事の摂取のための支援では、食事の観察及び会議を毎月行いました。歯科医師の指導のもとに、摂食嚥下状態に応じた食事内容や、安全に経口摂取できるよう食事介助や口腔ケアの方法、食事の周囲環境等、多職種協働で支援しました。

(2) 健康管理

- ① 毎日のバイタル測定、入浴時の皮膚の状態確認や、食事の摂取状態等を観察し、結腸癌や皮膚癌の早期発見することができました。
- ② 月2回の嘱託医の往診で利用者の健康状態を報告し、異常時は嘱託医から紹介状、電話連絡を戸畑総合病院へ受診し、病状の悪化防止に努めました。入院者数は令和2年度33名（延べ日数756日）に対し、令和3年度は32名（延べ日数452日）と入院期間が短縮できました。
- ③ 利用者やご家族からの、病気に対する不安に対し、丁寧な助言を心がけ、不安感の解消に努めました。
- ④ 新型コロナウイルス感染防止対策として、こまめな換気、消毒の徹底、ケア時のゴーグル・マスクの着用、手すり等の消毒を徹底しました。また、感染時のシュミレーションを踏まえた研修を実施し、職員自身も家庭内感染対策に努めました。その結果、職員4名に陽性者が出ましたが、感染対策を徹底したことにより、濃厚接触者の該当者はなく、利用者のコロナ感染はありませんでした。また、インフルエンザやノロウィルスの感染者は0名でした。

(3) 機能訓練

- ① 定期的に各利用者の身体機能・日常生活動作を評価し、個々に応じたリハビリテーションを実施し、身体機能維持を図りました。また提供した自主訓練に意欲的に取り組まれる利用者の姿も多く確認でき、活動性向上傾向にみられました。
- ② 感染対策の為、施設外での実施できませんでしたが、歩行可能な方は施設の玄関先や駐車場で歩行訓練を実施しました。
- ③ 各利用者の日常生活動作を確認したうえで、多職種と連携して本人の状態に応じた車椅子や装具等の福祉用具を提供し、日常生活動作の機能維持に努めました。
- ④ 近隣の小学校4年生を対象とした福祉体験教室は、今回は感染対策の為、直接の訪問はせず、障害・福祉に関する書類提供や福祉用具等の物品を貸出し、学校との連携を図りました。
- ⑤ 感染対策に配慮しながら、少人数でカラオケ機器を使用して発声・嚥下体操を実施しました。

(4) 生活介護

- ① ノーリフト委員会を中心に、スライディングボードの使用や走行リフト等を活用し、抱えない介護の実践に取り組みました。1階脱衣室に支柱型リフトを設置しました。
- ② 利用者の疾病や障害特性に加え、加齢に伴う身体能力の低下も併せて状態観察し、ご利用者が安心して生活できる支援に努めました。
- ③ サービス管理責任者と連携を図り、日常の何気ない会話や日頃の関わりから、利用者のやりたいことや希望を汲み取り、個別支援に繋げるように取り組みました。
- ④ 安全対策委員会と連携を図り、ヒヤリハットから考えられる要因を検討し、事故件数の減少に取り組みました。

・事故	8件	(前年度	10件)
・ヒヤリハット	41件	(前年度	57件)
- ⑤ コロナ禍での面会制限や遠方の家族に対し、電話連絡や対面式での面会、又はリモート面会を実施しました。また、日々の様子をご家族にお伝えし、必要に応じてカンファレンスに同席頂き、少しでもご家族に安心感をもっていただける対応に努めました。
- ⑥ 各課(科)の利用者との関わりの中で、小さな気づきや心身の変化を見逃さず、異常が見られた際は、多職種間との連携を図り、病状の早期発見・早期受診に取り組みました。

(5) 日中活動

- ① クラブ活動委員を中心に、季節に合わせた飾りつけを行い、ご利用者が季節感を楽しんでいただけるような環境づくりに努めました。また、催し物を行い、利用者から喜びの声が聞かれました。
- ② コロナウイルス感染防止対策の上、施設周辺の散歩や隣接のドラッグストアへ買い物支援を実施しました。ご利用者より「気分転換ができた。」と大変好評でした。
- ③ 新型コロナウイルス感染防止対策の上、各階で少人数のカラオケクラブや、陶芸クラブを実施しました。

(6) 虐待防止

利用者の尊厳を守り、適切な支援が行われるよう、全職員へ研修の場で虐待に対しての職員の知識や人権への理解を深める研修を実施し、虐待に対する意識を高めま

した。

9月に相談支援課による「成年後見制度について」と、虐待防止委員会による「虐待の種類や関連する法律について」の施設内研修を実施しました。また、身体拘束の同意を頂いている方の状況報告と、検討・評価を定期的に行い、身体拘束廃止に向けて取り組みました。その結果3名の拘束を廃止することができました。

3. 苦情解決

- ① 福岡県運営適正化委員より、匿名（1件）による苦情の申し出がありました。申し出について真摯に受け止め、第三者委員からのご意見もいただいた上で、改善策を周知徹底し、サービスの質の向上に繋がるよう努めました。
- ② 毎月の生活総会では、毎回、ご利用者からの質問や要望を伺い、今後のサービスの向上に取り組みました。

4. 秘密保持

利用者及び家族の個人情報に記載された、記録物や写真等の取扱いについて、会議等で職員への周知を図りました。入所時に、個人情報の使用に関する同意を取り交わし、ホームページや広報誌への写真掲載は同意に基づき適切に行いました。

5. 職員

（1）教育

①新入職、中途採用者のコーチャー制による指導と並行して、指導する側へサポートに努め、基本的なビジネスマナーや利用者の尊厳を守るケアを身につける教育に取り組みました。

②研修

・研修計画により毎月各科からの施設内研修を実施しました。また、オンラインによるリモート研修に積極的に活用し幅広く参加できたことで、職員のモチベーションの向上に繋がりました。（施設内研修8回、施設外研修42回（リモート研修含む））

8月・11月に救命救急法の研修を実施し、ダミーを使用しての心肺蘇生法やAEDの使用
方法、救命救急手順等を再確認しました。

③委員会活動

定期的な6つの委員会を開催し、ご利用者のサービスの向上と職員の専門性を高める取り組みに努めました。

- ・サービス向上委員会
- ・虐待防止（身体拘束廃止）委員会
- ・感染対策委員会
- ・安全対策委員会
- ・ノーリフトケア委員会
- ・ケアプラン委員会

（2）健康管理

- ① 職員の健康診断を年2回実施しました。異常の見られた職員の受診を指導しました。
- ② 新型コロナウイルスワクチン接種、インフルエンザ予防接種を実施し感染リスクの軽減に努めました。
- ③ メンタルヘルス対策として11月にストレスチェックを実施しました。
- ④ 介護業務の負担軽減のため脱衣所リフトや床走行式リフトを導入し、職場環境の改善に努めました。

6. 防災・防犯

①消防訓練

第1回 令和3年5月12日夜間想定避難訓練

第2回 令和3年11月10日夜間想定避難訓練

②消防設備点検

- ・防火管理者による外観点検を9月、3月の年2回実施しました。
- ・消防設備業者委託による機器点検は4月、11月の年2回行い、その内4月は総合点検を実施しました。

③地域災害訓練

防災に関する施設内研修として、9月14日に（高潮）避難訓練を実施しました。今回、若松区第27区自治会の住民参加により、地域との連携強化を図りました。

7. 健全な施設経営

(1) 利用者の利用状況

・入所サービス

（月平均利用者数）

令和3年度目標 78.0名 ⇒ 令和4年3月31日現在 78.5名

・短期入所サービス

（月平均延べ利用日数）

令和3年度目標 45日 ⇒ 令和4年3月31日現在 45.4日

（※1日平均利用者数） 1.5名 ⇒ 1.49名

(2) 利用者獲得に向けての施策の実践

- ① 利用の問い合わせに対して、感染対策を講じた上で、見学場所を限定し対応しました。その結果42件の問い合わせと、8件の利用申し込みに繋がりました。
- ② 療養の場での生活が必要になった利用者に対しては、その方に適した生活の提案を行い、退所の調整を行いました。その際新規受け入れの準備を並行して行うことで、空室期間2週間以内の入所調整に努めました。
- ③ 短期入所利用については、コロナウィルス感染状況を見極めながら、利用調整に努めました。
- ④ 入院者の情報把握の為、電話による状況確認や面会支援を行いました。病院と定期的な連携をこまめに図ることで、スムーズな退院に繋がりました。

8. 財務

新型コロナウイルス感染症対策の支援として、福岡県からサービス継続支援事業費補助金を受け、アクリルパーティションやマスク等の感染防止用品購入費用に充てました。

福岡トヨペットより、社会貢献活動の一環として「車椅子1台」の寄贈を受けました。当初計画していた公用車、脱衣所リフトの購入、4方向天井カセット型空調機薬品洗浄、高圧気中開閉器取替工事を実施しました。他に計画していたエレベーター優先項目修理、乾式ホットパック装置の購入は国際情勢悪化に伴い、部品調達困難により延期となりました。

経年劣化による設備の故障が増加傾向にあり、特に空調機の故障が多く、修理を行いました。施設設備保守のため、空調設備、電気設備、消防設備、昇降機などの定期点検を行いました。

9. 地域・関係機関との連携

- ①医療機関からの相談を受けた際、相談支援事業所や各関係機関と連携を図り、利用者

獲得へと向け調整を図りました。相談に対して迅速に対応することで医療機関からの信頼獲得に努めました。

- ②サービス利用の相談があった際には、相談支援事業所と情報共有や今後の対応を検討しました。相談者の状況を相互に確認し、最適なサービス提供機向けた動きの中で信頼関係を構築しました。
- ③医療的管理や精神状態など対応困難な事例の方を他機関より相談があった際は、相談支援事業所や他施設との連携を図り、その方に適した関係機関を紹介し構築しました。
- ④11月に二島小学校、鴨生田小学校4年生（57名）を対象とした「福祉体験教室」を開催しました。感染対策の為、ちづる園の理学療法士、生活支援員と生徒との接触を避けるため、資料提供し、障害福祉用具等の物品を貸出す形式で開催しました。鴨生田小学校4年生より、今回の体験教室に対する感謝の手紙をいただきました。また、定期的な自治会への参加によって、地域との繋がりを構築し、連携を深めました。

令和3年度 軽費老人ホーム(ケアハウス)ゆうあい事業報告書

1. 基本方針

令和3年度は、新型コロナウイルスの状況をみながら、できることから開始いたしました。施設行事等は密にならないよう実施し、コロナ禍で自粛生活のストレス緩和として入居者の方と共同で館内の装飾製作を行いました。感染症対策にも力を入れ職員の感染症に対する意識を高め、入居者の方へもご協力いただく中、感染症ゼロを継続しております。

認知症の進行や施設での生活に不安を抱えている方へ寄り添い一日でも長くゆうあいでの暮らしを自立生活が送れるよう職員と協議しながら取り組んでまいりました。

2. 入退去状況

今年度は、新型コロナウイルスの動向を確認しながら、外訪活動やパンフレット送付を実施いたしました。見学については蔓延防止発令中、昨年度同様館内見学を中止し、1階エントランスにてノートパソコンを使用し説明を行いました。

広報活動については、初めての試みとして折り込みチラシを作成し配布。空き状況に合わせた広告内容で掲載いたしました。コロナ禍ではありますが、問い合わせは増加傾向です。入退去の推移は、退去者が約10名上回る結果となり、今年度を166名で終えております。

今後は、相談課新体制となりますので、お互いに知恵を出し合って各課・科のご協力もいただきながら、目標平均人数180名を目指して一致団結して入居者確保に取り組んでまいります。

体験入居者状況

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
体験入居数	7	0	2	1	2	3	3	3	0	2	0	4	27
前年	0	0	4	3	2	2	2	1	2	2	3	0	21

入居希望見学者状況

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
見学件数	3	6	6	9	9	11	7	5	8	5	0	8	77
前年	1	9	5	11	7	12	12	8	6	9	9	13	102

今年度新規入居者数 21名

令和2年度	令和元年度	平成30年度
22名	27名	33名

今年度退去者数 28名

令和2年度	令和元年度	平成30年度
32名	26名	27名

【入居者募集広告】

- ・朝日新聞(北九州市全域)
- ・西日本新聞(北九州市全域・筑豊地区)
- ・読売新聞(北九州市全域)
- ・毎日メディアサービス(北九州市全域)
- ・リビング北九州(北九州市全域)

3. 入居者

(1) 食事

- ①嗜好調査、食堂内での入居者の方よりいただいたリアルなご意見を反映した献立や、季節感を感じられる献立作成に努めました。
- ②感染・食中毒予防に関する啓蒙啓発ポスターを作成し、意識を高めていただけるようにしました。
- ③災害時、緊急時マニュアルの確認、感染症用備品、備蓄食品の確認を行い有事に備えました。

- ・ワゴンの整理 (ワゴン使用者101名)
- ・席への誘導 (2交代制の徹底を行いゆつくりと食事していただける時間を確保)
- ・薬の投薬、確認 (要内服薬管理者39名)
- ・配膳介助 (要配膳者 26名)
- ・見守りの徹底、転倒防止(重篤な事故なし)
- ・安否の確認
- ・長期間の居室配膳は介護保険サービスを上手く利用し食堂内の職員人員確保
- ・食堂業務統一表を作成しパート職員も含め統一支援ができる体制づくり

(2)健康管理

現在166名中、介護保険認定者は97名(約58%)で服薬管理の必要な方が39名(約23%)
眠前薬管理の方が2名、点眼薬対応3名、心臓病貼り薬対応3名となっています。

その他一時的な皮膚疾患の方の薬塗布、入浴の支援等その都度迅速に対応いたしました。

日々の状態把握に努め異常があれば受診の声かけを行い早期発見、早期治療に繋がりました。

体調の自己管理が困難な方については1日2回訪室し室温チェック、加湿、換気、水分補給対応を行い夏は熱中症予防、冬は風邪予防対策を行いました。(7名)

健康診断(年1回)により入居者の体調の変化や疾病の発見に努め、検査結果に異常が認められた入居者には再受診を勧め結果の確認をいたしました。

(感染症予防対策)

令和3年度は昨年度に引き続き通常の感染症予防対策に加え、新型コロナウイルス感染症蔓延予防対策について感染症予防委員会を中心に全職員一丸となり取り組みました。

感染症についてのBCPを基に感染症に関してのリスク管理に努めました。

新型コロナウイルスワクチン接種については行政と連携し施設での巡回接種を円滑に実施いたしました。(3回目ワクチン接種166名中 156名接種 約94%)

インフルエンザに関しても予防接種の大切さについて個別に声掛けをし極力多くの方が接種できるよう支援いたしました。(166名中 145名接種 約87%)

結果新型コロナウイルス感染症、インフルエンザともに罹患者はありませんでした。

以下感染症対応の詳細

- ・健康情報コーナーを利用しポスター等の掲示にて迅速な情報提供
特に新型コロナウイルス感染症について新たに掲示板を増設し情報提供を強化
- ・職員から入居者への感染症予防対策の徹底。職員の体調管理として就業前、出勤時、休憩時退勤時の体温チェック、常時マスクを着用、手洗い消毒の強化
体調不良時は速やかに報告し出勤しない等施設に持ち込まない対策の徹底
- ・消毒液の見直しを行い効果的な館内消毒徹底
インフルエンザ、新型コロナウイルス対策として高濃度のアルコール消毒を使用
ノロウイルスにも有効な消毒液を導入
- ・通年各階の廊下の換気、手すりの消毒
- ・食堂、事務所入り口のドアノブ、エレベーターのボタンの消毒
- ・各居室階に感染症対応キットを設置、迅速な対応
- ・職員に対する感染症発生時対応研修
- ・食堂前と事務所入口にサーマルカメラを設置し入居者の体調管理

- ・食事前薬用液体石鹸での手指洗浄を非接触で行えるようオートディスペンサーに変更
- ・1階2階のエレベーター前にアルコール消毒のオートディスペンサーを設置
- ・食堂の各テーブルに感染防止用パネルを設置
- ・食堂の各テーブルの間隔を広げ密にならない環境づくり
- ・発熱者は改善するまで居室での対応を行い感染予防の徹底

(3) 入 浴

入居者の状態に合わせ入浴時間を設定しました。

ヘルパー介助浴 (13:00～16:00)

一般入浴 (16:00～21:30)

レジオネラ菌対策として毎日の清掃を徹底し、清潔な環境作りに努め年2回のレジオネラ菌検査を行いました。

浴室清掃の洗剤を見直し清潔な環境づくりを強化いたしました。

ヒートショック対策として脱衣室の室温、浴槽の湯温管理に留意し安心して入浴できる環境づくりに努めました。

自立支援施設の為、入浴の常時見守りはできないので、入浴中の事故対策として介護の必要な方にはヘルパー介助浴に変更していただきました。また時間を決めて巡回し異常がないかの確認を行いました。(17:00・18:15・19:00・20:00・21:00・21:30)

(4) 生活相談

新規入居者に対して、入居前後の生活に対する不安や心配事を確認し、安定した生活確保の為、ケアマネジャーの紹介や介護保険サービスの提案を実施いたしました。生活開始後も、その人らしく自立生活が継続できるように、見守りや声掛け、その方に応じた適切なサービス、社会資源の情報提供を行い、関係機関等と情報共有し、安心、安全に生き生きと暮らしていただけるよう支援いたしました。

(5) 法人内他施設との連携

ゆうあいでの自立生活の継続が難くなった場合は、他施設の相談員へ繋げました。また、入居相談へ来られた際、ゆうあいへの入居が難しいと判断した場合は、他施設の相談員へ連絡し、紹介いたしました。

(6) 緊急時の対応

緊急時は、協力病院である新中間病院、関係医療機関へ連絡調整を行い迅速に対応いたしました。

4. 職 員

入居者への社会的援助を行う職員の質の向上を図り、入居者やご家族に安心していただける様に努めました。

(1) 教育

令和3年度も昨年に続き新型コロナウイルス感染症が蔓延し、外部の研修には参加できない状況の中、動画を利用した施設内研修や外部リモート研修に積極的に参加。

参加後は研修報告会を行い職員の周知徹底を図ると共に、コロナ禍でも職員の資質向上に努めました。また日々新しく変化する社会情勢や福祉の情報に関しては福祉新聞や専門誌の記事を回覧する形で福祉職員に必要な情報を共有しました。

(2) 躰

相談員を中心として毎日の挨拶唱和を行い、1人1人が施設代表としての意識を持ち、応対が出来るように努めました。

毎月の施設運営方針の中に礼節の項目を設け、意識を高められるようにいたしました。

パート職員に関しては、その都度個別に指導を行いました。

5. 防災・防犯対策

入居者に安全な生活を送っていただく為、職員の防犯意識を高める事に努めました。

消防署等の指導助言を受けながら、施設内自衛消防組織による総合訓練の実施。

法定消防設備点検実施済（4月・10月）

夜間想定を含む総合避難訓練実施済（10月・3月）

担当者を決め、自主点検実施済（毎月1回）

各階のベランダ巡回及び1フロアずつの防災設備・避難経路説明会（毎月1回）

また、建物屋上に緊急救助スペース(R)を設置しており、有事の際に上空からの救助が行なえる事を職員間で周知いたしました。

6. 会計事務

消耗品の在庫管理徹底による発注ミスの削減、IT化による業務改善に努めました。

7. 地域との連携

新型コロナウイルスの影響により、施設行事の自粛、中間市地域包括支援センター主催の「にじいろカフェ」は中止。北九州地域医療連携交流会も開催されなかった。

令和 3 年度介護老人保健施設 千寿中間 事業報告書

I. 運営の基本方針

テーマー「地域に根ざし、地域に愛され、地域に貢献できる地域づくり」

認知症高齢者の尊厳を守り、自己選択・自己決定を重視した処遇ができるよう、接遇教育と合わせ安全で安心して生活できる環境づくりと透明性のある施設運営に力をいれました。

II. サービス提供状況

1. 施設入所サービス事業

入所及び短期入所の 1 日の平均入所者数

90.8 名

事業計画の目標数	95 名	⇒	4.42%減
----------	------	---	--------

(1) 入所サービス事業

・入所 1 日の平均入所者数

90.7 名

事業計画の目標数	93 名	⇒	2.47%減
前年度実績比	94.5 名	⇒	4.02%減

(2) 短期入所療養介護事業及び通所リハビリテーション事業について、11 月 8 日から短期入所療養介護の再開をしました。

・短期入所療養介護事業 11 月からの 1 日の平均利用者数 1.7 名

・通所リハビリテーション事業 令和 2 年 4 月 20 日より休止中

III. 利用者処遇

自立と QOL の向上を目指して、生活支援に視点をおいたケアプランの策定に努めるとともに利用者の権利擁護の視点での職員教育を強化し、認知症高齢者の尊厳を守る処遇を進めてきました。

1. 食 事

(1) 訓練科と合同で月に 1 度クッキングクラブを行いました。ご利用者に直接調理に参加して頂き、調理工程や出来立ての料理を食べることにより、とても喜んで頂くことができました。

(2) 栄養士がミールラウンドを行うことにより、ご利用者の状態にあった食事変更を迅速に行うことが出来ました。

(3) 低栄養改善を目的とし、個人に合わせた効果的な栄養補助食品を使用することにより、健康維持及び褥瘡予防に努めました。

- (4) 給食委員会や処遇検討会議等、他職種で食事について話し合う機会をつくり給食運営の改善に努めました。
- (5) 衛生管理マニュアルに則り、清掃や設備・備品管理を行い、食中毒防止に努めました。

2. 健康管理

- (1) 利用者の血圧、体温測定、排便、排尿チェック及び飲水量、食事摂取量チェックや体重測定など毎日の健康状態を把握するとともに、医師による診察を実施し、健康管理に努めました。
- (2) 緊急な病気に対しては、協力病院である新中間病院その他医療機関、施設の特性である認知症などを考慮し専門医療機関に受診を依頼し、必要な医療の確保に努めました。
- (3) 訪問歯科による診療や口腔ケア、更に食事中の利用者の姿勢や嚥下状態の観察など職員の意識向上により、誤嚥性肺炎罹患者が3名と低値でした。
- (4) 褥瘡対策として、入浴日以外の陰部洗浄を行うことで臀部の剥離の減少がはかれ、また体位交換時のポジショニングのクッション使用方法について写真を撮影し、統一した処遇ができるようにしました。

今後も褥瘡対策として全身状態の把握を怠らず、職員への褥瘡対策への意識づけを継続して、予防・早期発見・早期治療に努めていきます。

(5) 感染症について

- ①結核予防対策として令和3年11月～12月に利用者68名に、レントゲン検査を実施しました。
- ②インフルエンザ疾患予防対策として、令和3年11月から利用者90名と職員62名について予防接種を実施し、うがい、手指消毒や必要時のマスク着用を徹底し、感染予防に努めました。また、高熱発症者には判定キットを使用し早期発見に努めました。結果、令和3年度は、インフルエンザ罹患者はいませんでした。
- ③新型コロナウイルス感染症については、令和3年7月3日に利用者81名、職員76名・令和3年7月24日に利用者82名、職員76名、令和4年3月5日に利用者77名、職員43名の希望者のみのワクチン接種を実施しましたが、令和4年1月13日新型コロナウイルスの感染者1名が判明し、その後感染者は増え最終的に利用者18名、職員29名、合計47名の感染者が判明しクラスターとなりました。宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指示のもと、令和4年1月18日～2月19日まで感染のため施設内での療養となりました。

このことにより、終息後も感染症に対する対応の見直しや研修、毎月PCR検査の実施をできる限り行い感染予防に努めています。

3. 機能訓練

- (1) 利用者の状態について他職種と情報交換を行い、リハビリテーション実施計画を立案し、作業療法士を中心とした個別作業療法を行った。実施中については、徘徊などの周辺症状などみられることなく、利用者は参加されていました。

- (2) 学習療法は、希望者と軽度の認知症の見当識障害のある利用者を対象に週に1度行い、その都度評価を実施し、本人の状態に合わせた内容を調整・実施し、認知症の進行予防を図りました。

4. 通所リハビリテーション

施設内の新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年4月20日から休止しており年間実績がありません。今年度より定員数を5名/日とし1時間から2時間の短時間デイケアにしました。今後は、医師と相談しながら状況をみて再開する予定です。

IV. 職 員

1. 教 育

- (1) 会議体では司会者が事前に議題を集めて、検討しやすくまとめることで、意見のしやすい会議となりました。更に業務改善や利用者処遇に自分の意見が反映されることで、よりやりがいを持つことができ、働きがいのある職場づくりとなりました。
- (2) 委員会（口腔ケア委員会・安全対策委員会・身体拘束廃止委員会・褥瘡対策委員会・ケアプラン委員会・行事委員会・労働衛生委員会）活動では、各職員が属する委員会の責務を果たし、縦と横の連絡を取りながら進めることができました。
また、年間計画に沿った活動から、新たな課題を見出すことができ内容も充実した委員会活動となることができました。
- (3) 中途採用職員へのコーチャー制による指導を継続していますが、コーチャーに任せきりにするのではなく、側面からのサポートに努めました。また職員が自己成長を感じることができるように外部研修（web研修など）も積極的に参加しました。
- (4) 介護科職員の小人数グループ制を取り入れ、ボトムアップによる業務改善への取り組みを進めました。

V. リスクマネジメント

- (1) 施設内で発生した事故・ヒヤリハット、又は発生には至っていないが危険と考えられることを、全職種参加型の個別処遇検討会議で発表し、その対策を職員間で周知できる体制としました。

ヒヤリハット件数	104 件
事故件数	12 件

職員研修の場を持つことで、実際に発生したヒヤリハット事象の事例検討会を実施し、原因の特定や今後の対応について討議し、有効的な再発防止策を見出す機会としました。

- (2) 身体拘束廃止“ゼロ”に向けて、身体拘束委員を中心に、利用者の人権の視点から取り組みを行いました。
- (3) 苦情に関しては、「苦情相談申出窓口」の設置の掲示、第三者委員の公表を行い、苦

情解決のため情報の周知を図りました。また、ご家族からいただいたご意見を貴重なものとして受け止め、苦情解決、防止に努めました。

VI. 防災・防犯

- (1) 火災等の緊急時に適切な対応ができるよう中間市消防署の指導助言を受けながら、令和3年6月24日(木)は防災・風水害訓練、令和3年11月25日(木)、令和4年3月24日(木)年2回、日中・夜間を想定した避難訓練を、防犯訓練については令和4年3月31日に実施しました。
- (2) 消防用設備の法定点検を令和3年11月25日(木)、令和4年3月24日(木)年2回実施し、中間市消防署に報告をしました。

VII. 健全な施設運営

入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション各事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて目標数を達成できませんでしたが、人件費を含めた経費削減に努め、健全な施設運営に努めました。

VIII. 地域との連携

今年度も新型コロナウイルス感染症により、外訪活動やクラブ活動など外部との関りができませんでした。そんな中、地域のサロン活動に感染予防を行いながら2件のサロン活動を実施し、また中間市役所介護保険課より介護予防に係る事業の一環として『青竹踏み体操』DVDの作成に関わり、地域の方と間接的な関りを持つことができました。

令和3年度介護老人保健施設 サンフラワーズ北九州 事業報告書

I. 運営の基本方針

介護保険法に基づく、介護老人保健施設の「理念」「基本方針」により、常に利用者主体の介護サービス提供に努めました。要介護状態に認定された利用者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の世話をを行いながら、利用者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように促すとともに、居宅における生活が円滑に行えるようにリハビリ支援に努めました。

今年度は新型コロナウイルス禍における感染症対策に重点を置き、利用者、家族のニーズに沿いながら、生きがいつくりや在宅支援に取り組みました。また、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、加算型介護保険施設の維持ができるよう取り組みました。

II. サービス提供状況

1. 施設入所サービス事業

入所及び短期入所の1日の平均入所者数

90.1名

事業計画の目標数	93名	⇒	3.11%減
前年度実績比	92.0名	⇒	2.06%減

①入所サービス事業

入所1日の平均入所者数

88.5名

事業計画の目標数	91名	⇒	2.75%減
前年度実績比	90.3名	⇒	1.99%減

②短期入所療養介護事業

1日の平均入所者数

1.6名

事業計画の目標数	2名	⇒	20.0%減
前年度実績比	1.7名	⇒	5.88%減

2. 通所リハビリテーション事業

1日の平均利用延べ人数

7.6名

事業計画の目標数	9名	⇒	15.55%減
前年度実績比	7.4名	⇒	1.02%増

III. 利用者処遇

利用者の自立支援に向けたサービス実施のため、多職種協働によりケアプランのPDCAサイクルによる管理と定期的なカンファレンスを行い、安全で安心した生活支援に取り組みました。特に、在宅復帰希望者に対しては多職種で連携し、必要なケアを詳細にケアプランに取り入れ、早期の在宅復帰に繋がるように取り組みました。

1. 食 事

(1) 令和4年2月8日～3月3日の期間に入所者・デイケア利用者を対象に、嗜好調査を実施しました。(入所者70人、通所16人) 調査結果は掲示板に掲載し公表しました。

(2) 栄養アセスメントにより、体重変化や摂取状況、嚥下状態などから、利用者に適した食

事提供と栄養改善に努めました。また、低栄養状態にある高リスク対象者に対して、生化学検査を4月（10名）・10月（13名）に実施し状態把握に努めました。

- (3) 月1回「軽喫茶」を開催し、ご利用者の目の前で季節の食材を取り入れた簡単な調理を行うことで、その過程を楽しんで頂きました。デイケアでは、「デイケアクッキング」を毎月2回実施しました。手作りおやつを利用者と共に楽しく作りました。
- (4) 食前に軽い運動、嚥下体操、発声練習を行うことで、誤嚥予防に努めました。
- (5) 経口維持の取り組みとして、定期的に食事状態の観察及び評価、会議等を実施し、歯科医から口腔ケアの方法・嚥下状態に合わせた食事などアドバイスを受け、延べ11人の経口維持の取り組みを行いました。3月末現在の対象者は2名です。

2. 健康管理

- (1) 利用者の血圧、体温測定、排便、尿のチェック及び飲水量、食事量チェックなどで毎日の健康状態を把握するとともに、医師の診察を月1回実施し、健康管理に努めました。

また、体調不良時の早期治療により、早期離床・病状回復に努めるとともに、誤嚥性肺炎や尿路感染症予防に取り組みました。今年度、尿路感染症で入院された入所者は7名、肺炎で入院された入所者は5名でした。

発熱者の新型コロナウイルス感染検査は、施設内で唾液による抗原検査、医療機関の発熱外来や入院前のPCR検査または抗原検査はすべて陰性でした。

- (2) 北九州市の助成を受け、唾液によるPCR検査を実施しました。実施月は4月、5月、6月、8月、9月、10月で検査の結果は陰性でした。
- (3) 感染症予防取り組み重点月間として、各階に11月～3月まで加湿器を24台設置し、湿度・室温等、室内の環境管理に努めました。全職員の出勤、退勤時の手洗い励行を徹底し、また、感染対策の研修を実施しました。空気清浄器・殺菌機器・空気消臭除菌装置を併用し、感染予防に努めました。今年度のインフルエンザ罹患者、ノロウイルス感染者は、0名でした。新型コロナウイルス感染症は、職員が3名罹患しました。
- (4) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を、令和3年6月に1回目138名、7月に2回目144名、令和4年3月3回目150名それぞれ実施し、発熱などの副反応を数名みられました。
- (5) 褥瘡予防対策委員会を中心に、褥瘡予防に対する認識強化を図る為、利用者個別の褥瘡ケア計画の策定に取り組みました。褥瘡予防マニュアルに基づいて褥瘡予防に取り組みました。オムツ交換時に適宜ワセリン塗布することで臀部好発部位の保護に努めました。褥瘡発生時は、創部の状態を定期的に観察し、医師の指示を仰ぎながら早期回復に努めました。褥瘡での入院者は1名でした。（現在褥瘡処置者2名）
- (6) 入所1年を経過した入所者に対して、12月に胸写を実施し、結核等の異常がないか検査を実施しました。血液検査の必要な利用者には、適宜検査を実施し、疾病の増悪防止に努めました。（再検査2名）
- (7) 歯科医の協力を得て、5月に職員へ口腔ケア勉強会を実施し、入所者の口腔機能維持に取り組みました。毎食後、歯ブラシを医療用消毒で消毒し、適宜、歯ブラシを交換し、衛生管理を行いました。
- (8) 害虫駆除（薬剤散布）を全館年2回（6月、1月）、厨房は毎月実施しました。

- (9) 大腸菌、レジオネラ属菌等による感染症を予防する為、浴槽水の水質検査を年2回（7月、2月）に実施しました。

3. 人 浴

利用者の身体状況に応じた入浴方法を提供し、快適で安全に入浴できる環境づくりに努めました。また、菖蒲湯、入浴剤の変わり湯（敬老週間）、柚子風呂などを提供し、四季折々の入浴を楽しんでいただきました。

4. 排 泄

- (1) 日中の排泄ケアに取り組み適切なオムツ使用を徹底し、入所者の意向があれば、できるだけトイレで排泄が行えるよう検討し、排泄動作の自立を目指し取り組みました。昼夜オムツ対応の入所者に対しても、日中はトイレで排泄できるようトイレ誘導を行いました。年間で3人の入所者をオムツから紙パンツに移行することができました。
- (2) オムツ使用者に陰部洗浄を行うことで尿路感染の予防に努めました。

5. 余暇活動

- (1) 通信カラオケシステムを利用した、口腔ケアやリズム運動など音楽レクリエーションを実施しました。
- (2) 毎日、朝のラジオ体操を利用者、職員と一緒に行いました。1日の始まりが習慣化したことで、居室からホールへ出てこられる利用者も多くなり、日課や健康面に対する意識づけができました。

6. 機能訓練

利用者一人ひとりに評価を行い、自立した生活が送れるようにリハビリテーション計画を立案し、訓練を実施しました。リハビリの成果が生活の場に生かせるように多職種間と連携し、残存能力・ADLの維持・向上に取り組みました。

- (1) 自立した生活が送れるように、利用者一人ひとりの残存能力、日常生活動作能力を評価し、個別リハビリテーション計画を立案して、理学療法士・作業療法士による個別訓練・集団訓練を実施しました。理学療法士が1名増員したことで、より充実したリハビリテーションを実施でき、身体機能、日常生活動作の維持・向上を図ることが出来ました。
- (2) 新規利用者に対して、3ヶ月間週3回以上短期集中リハビリテーションを実施し、早期に身体機能、日常生活動作が向上できるように支援しました。
- (3) 在宅復帰を想定し、円滑に在宅復帰に移行できるよう入所前後、退所前に家屋調査・訪問指導を実施しました。在宅復帰の可能性が高い利用者のみ訪問指導を実施し、入所早期から退所先を想定した訓練を実施しました。また、多職種間で情報共有し、課題を明確にし、療養棟での生活リハビリを行いました。
- (4) 在宅復帰の練習となる外出・外泊前には、不安や心配を軽減するために、介護者に介護方法や注意点のアドバイスを行いました。
- (5) 通所リハビリテーション、短期入所利用者に対して、短期集中リハビリテーション・個別リハビリテーションを実施し、日常生活動作の維持・向上を図り、在宅生活が継続で

きるように支援しました。通所リハビリテーション利用者には訪問し在宅生活の支援を実施しました。

- (6) 前年度のアンケート調査（興味ある活動内容の調査）の結果をもとに、集団起立運動や学習療法、作業活動を日常生活の意欲向上や認知症予防になるよう、計画的に実施しました。ご利用者は、運動や作業活動の時間を楽しまれました。入所者の参加意欲を高めに行く為に、2月にアンケート調査を行いました。
- (7) 在宅復帰が決まった利用者については、担当のケアマネジャー、福祉用具事業者と退所後の環境設定について密に連携を図り、スムーズな在宅復帰に繋げてきました。

7. その他

デイケアでは利用者の生活意欲向上やサービス内容の充実を図りました。

- (1) 体験利用の広報活動を実施し、3名の体験利用がありうち2名は正式な利用につながりました。また、3年度の新規登録者数は7名でした。しかし、年度初めの登録者は21名、年度末は20名という結果でした。7月及び8月には目標25名に達することができましたが、その後、体調不良や認定結果「要支援」が出るなど登録者が減少する結果になりました。
- (2) サービス提供時間や利用時間のプログラムの見直しを行い、個々の在宅生活の実情に応じたリハビリテーションの提供に努め、在宅での余暇活動や趣味的活動につながるよう、個別活動をレクリエーションに取り組みました。
- (3) 生活動作向上に向けたサービス内容の検討を図り、在宅生活の継続に向けた支援を行いました。
- (4) 季節に合わせた食材を使用するなどして、毎月のデイケアクッキングを実施しました。
- (5) 例年機能訓練の一環としてデイケアドライブと誕生日月の買い物を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染禍のため中止し、施設周辺の散歩や花見を実施しました。
- (6) 季節行事として、花見（4月）、夏祭り（8月）、敬老会（9月）、運動会（10月）、忘年会（12月）を実施するなど利用者と職員で盛り上がり楽しい時間を過ごしました。

IV. 職 員

1. 教 育

- (1) 定期的な委員会活動により、利用者のサービスの向上と職員の質の向上に努めました。
 - ・安全・事故(身体拘束)対策委員会
 - ・感染対策委員会
 - ・排泄ケア・褥瘡予防対策委員会
 - ・口腔ケア委員会
- (2) 介護、看護会議では、2月に救命救急研修を実施したほか、職員の資質向上に努めました。
- (3) 新人、中途採用職員等の人材の定着・育成に向け、指導カリキュラムに沿って、担当職員を中心に指導及び精神面でのフォローを行いました。
- (4) 全職員の挨拶の励行と接遇の向上を促進し、利用者・ご家族に対して、安心感や信頼感、

心地よさを与えられる接遇対応に取り組みました。

- (5) 職員のモチベーション向上の為に、施設内の研修を積極的に行いました。また、委員会活動や行事の中で、それぞれの職員に役割分担を行い、業務意欲の向上に取り組みました。
- (6) 感染対策を徹底するとともにガウンテクニック等の感染対策について再確認のため勉強会を実施しました。
- (7) 在宅復帰推進会議にて、在宅復帰推進に関する情報共有を図りました。また、在宅復帰に関する知識を深めると共に、多職種と目標共有が図れる仕組み作りに取り組みました。

2. 職場環境

年間の安全衛生管理計画に沿って、定期的に衛生委員会を開催し、職場環境の改善、に努めました。

V. リスクマネジメント

1. 防 犯

- (1) 入所者の安心、安全な生活を確保する為に、施設内に防犯カメラを設置し、施設内外の防犯対策に努めました。

2. 防 災

- (1) 八幡西消防署等の指導、助言を仰ぎながら、11月24日に夜間想定避難訓練と消火器の取扱い訓練を実施しました。総合訓練を2回する計画でしたが、新型コロナウイルスまん延防止のため6月の予定を中止しました。
- (2) 年2回の消防用設備点検（7月26日・1月22日）や毎月のエレベーター点検などを行い、安全確保に努めました。

3. 介護事故に対する安全対策

処遇カンファレンスにて事故の原因や対策の検討を行い、自立歩行の方は月末に歩行状態の評価を実施しました。インカム等の介護機器や安全機器を導入し、事故件数の減少を目指しました。

また、安全・事故対策委員会を中心に8月と3月に危険予知やリスクマネジメントについて施設内研修を実施し、安全に対する意識の啓蒙と資質向上に努めました。

- ・ 事故 4件（前年度 9件）
- ・ ヒヤリハット 58件（前年度 62件）

4. 苦情対策

- (1) 短期入所利用者のご家族より1件の苦情の申し出がありました。ご利用者、ご家族からの意見等については真摯に受け止め、サービスの向上へと繋げるように努めました。

5. 身体拘束廃止（高齢者虐待）

安全・事故対策（身体拘束廃止）委員会を中心に身体拘束廃止の啓発を図りました。また、年間計画に基づいて6月と11月に施設内研修を実施し、身体拘束廃止や高齢者虐待に関す

る意識の向上に努めました。

VI. 健全な施設運営

今年度は、69名の新規に人所しました。内訳は医療機関から51名、社会福祉施設1名、家庭17名です。退所者は期間通して63名です。内訳は医療機関へ41名、社会福祉施設4名、家庭14名、その他4名（住宅型有料老人ホーム3名、介護老人保健施設1名）です。

居宅介護支援事業所・行政機関（介護保険課・包括支援センター等）・病院・民間施設等への定期的なFAX送信や電話連絡による、空床状況等の情報提供を行い、連携を深めていきました。また、スムーズな在宅復帰が図れるよう、1件の有料老人ホームとの連携は継続しています。

VII. 地域との連携

- ・地域住民との連携については、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、適切な対応を行いました。

VIII. 施設整備

（1）設備修繕工事

- ①屋上屋根外壁工事
- ②温泉系統貯湯槽更新工事

（2）備品購入

- ①低床ベッド4台
- ②共有サーバー1台

《 決算報告書 》

別紙 4

財 産 目 録

令和 4年 3月31日 現在

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・数量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許資産	—	運転資金として、利用料収納として	—	—	1,556,915
普通預金(西銀)	西日本シティ銀行	—	運転資金として	—	—	639,011,623
普通預金(福岡)	福岡銀行	—	運転資金として	—	—	67,707,704
普通預金(信託)	信託信用金庫	—	運転資金として	—	—	68,181,861
普通預金(期付)	みずち銀行	—	運転資金として	—	—	125,287,127
定期預金(西銀)	西日本シティ銀行	—	運転資金として	—	—	50,000,000
定期預金(福岡)	福岡信用金庫	—	運転資金として	—	—	16,000,000
定期預金(その他)	北九州銀行	—	運転資金として	—	—	10,000,202
事業未収金		—	2. 3月分住宅・介護報酬、利用者負担料	—	—	971,751,212
未収金		—	業者等未収金、法人内未収金	—	—	60,291,855
未収補助金		—	民間団体等(若者施設整備補助金、結核予防事業費補助金、パナソニック・福祉施設整備費)等	—	—	11,854,982
貯蔵品		—	介護老人保健施設等施設整備費	—	—	1,143,883
仮製品		—	利用者立替金、利用者立替金	—	—	1,500,232
給食用材料		—	備蓄飲料水	—	—	126,228
立替金		—	利用者立替金、利用者立替金	—	—	993,077
預払費用		—	保険料、保管料、賃借料、雑費	—	—	8,619,772
流動資産合計						
						1,422,136,963
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	〔本部〕中間市通第1丁目第2221号	—	英語者・福祉計画等に使用	62,500,000	—	62,500,000
	〔中ノ丸 北九州〕八幡西区第3丁目第883番1号	—	第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(中ノ丸 北九州)に使用	215,600,000	—	215,600,000
	〔ちづる南〕若狭区 351114番102-101、1番101-100	—	第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(中ノ丸 北九州)に使用	264,636,618	—	264,636,618
	〔ゆうあい〕中間市通第1丁目第19番	—	第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(中ノ丸 北九州)に使用	70,017,095	—	70,017,095
	〔中ノ丸 北九州〕中間市通第1丁目第19番	—	第2種社会福祉事業介護老人保健施設(中ノ丸 北九州)に使用	100,000,000	—	100,000,000
	〔中ノ丸 北九州〕八幡西区第3丁目第883番1号	—	第2種社会福祉事業介護老人保健施設(中ノ丸 北九州)に使用	191,029,710	—	191,029,710
建物	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	1999年度	第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(中ノ丸 北九州)に使用	197,426,160	144,247,221	51,178,939
	〔中ノ丸 北九州〕八幡西区第3丁目第883番1、881番2	1988年度	第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(中ノ丸 北九州)に使用	608,822,673	152,479,003	456,343,670
	〔ちづる南〕若狭区 351114番102-101	2011年度	第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(中ノ丸 北九州)に使用	751,585,614	120,331,526	631,254,088
	〔ゆうあい〕中間市通第1丁目第19番	1997年度	第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(中ノ丸 北九州)に使用	2,057,130,521	1,289,662,512	767,468,012
	〔中ノ丸 北九州〕中間市通第1丁目第19番	1995年度	第2種社会福祉事業介護老人保健施設(中ノ丸 北九州)に使用	756,214,028	507,915,530	248,298,498
	〔中ノ丸 北九州〕八幡西区第3丁目第883番1号	1990年度	第2種社会福祉事業介護老人保健施設(中ノ丸 北九州)に使用	634,639,416	499,643,361	135,000,055
基本財産合計						
						1,837,700,258
(2) その他の固定資産						
土地	〔本部〕中間市通第1丁目第19番1号	—	本会供給施設用地に使用	5,000,000	—	5,000,000
	〔ちづる南〕門司区大字太田字高見田市タタ屋1番地	—	ちづる南供給施設用地	25,200,000	—	25,200,000
建物	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	小倉北区小文字1丁目19番8番地	30,200,000	—	30,200,000
構築物	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	社会福祉事業に使用	7,796,100	2,066,000	5,730,100
機械及び装置	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	社会福祉事業に使用	105,919,110	51,897,862	54,021,248
車両運搬具	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(中ノ丸 北九州)に使用	34,382,250	19,661,985	14,720,265
器具及び備品	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	利用者送迎用、職員業務用	15,919,015	10,596,668	5,322,347
	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	社会福祉事業に使用	382,296,100	324,130,061	58,166,039
	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	社会福祉事業に使用	1,522,510	1,522,510	—
有価証券	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	社会福祉事業に使用	11,611,080	11,611,080	—
権利	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	社会福祉事業に使用	7,291,583	5,010,820	2,280,763
リース資産	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	社会福祉事業に使用	12,103,053	10,282,910	1,820,143
リース負債	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	社会福祉事業に使用	3,920,101	1,568,760	2,351,341
繰上資産	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	常務役員に支給する退職金等の積立	—	—	27,200,000
繰上負債	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	常務役員に支給する退職金等の積立	—	—	33,223,169
長期債権	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	利用者立替金(中ノ丸 北九州)に使用	—	—	69,831,660
長期負債	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	利用者立替金(中ノ丸 北九州)に使用	—	—	3,190,000
長期預払費用	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	利用者立替金(中ノ丸 北九州)に使用	—	—	11,611,080
その他の固定資産合計						
						129,171,763
固定資産合計						
						1,966,872,021
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分業者未払、未払前払、社会福祉費、法人内未払金	—	—	—	—	113,874,152
1年以内返済予定設備資金借入金	福祉施設整備、西日本シティ銀行、福岡銀行他	—	—	—	—	13,990,000
1年以内返済予定リース負債	電器設備、食器設備等	—	—	—	—	1,330,020
1年以内返済予定長期未払金	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	—	—	—	1,500,000
前払金	施設借り社会福祉費、利用者前払金、介護士等前払現地	—	—	—	—	444,919
職員前払金	3月分社会福祉費、前払税、住民税他	—	—	—	—	19,790,102
前受収益	前代	—	—	—	—	130,500
買掛金	10月～11月分賃料	—	—	—	—	77,141,000
流動負債合計						
						269,736,693
2 固定負債						
設備資金借入金	福祉施設整備、西日本シティ銀行、福岡銀行	—	—	—	—	116,500,000
リース負債	電器設備、食器設備等	—	—	—	—	1,568,160
繰上資産	繰上資産	—	—	—	—	27,200,000
繰上負債	繰上負債	—	—	—	—	33,223,169
長期未払金	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	—	—	—	350,000
長期預払金	〔中ノ丸 北九州〕小倉北区小文字1丁目19番8番地	—	—	—	—	70,679,396
固定負債合計						
						229,120,725
負債合計						
						498,857,418
純資産合計						
						1,468,014,603

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	1,322,126,965	1,289,897,454	32,229,511	流動負債	260,170,993	291,450,147	-31,279,154
現金預金	971,751,732	921,587,658	50,164,074	事業未払金	145,874,452	167,110,354	-21,235,902
事業未収金	265,515,204	271,212,311	-5,697,107	1年以内返済予定設備資金借入金	13,980,000	13,980,000	
未収金	60,291,855	82,271,661	-21,979,806	1年以内返済予定リース債務	1,330,020	2,501,214	-1,171,194
未収補助金	11,854,982	845,088	11,009,894	1年以内支払予定長期未払金	1,500,000	1,500,000	
貯蔵品	1,443,883	1,389,997	53,886	預り金	434,919	628,018	-193,099
医薬品	1,500,232	2,045,595	-545,363	職貸預り金	19,790,102	19,546,561	243,541
給食用材料	126,228	102,756	23,472	前受収益	130,500	132,000	-1,500
立替金	993,077	964,171	28,906	賞与引当金	77,131,000	86,052,000	-8,921,000
前払費用	8,649,772	9,478,217	-828,445	固定負債	249,420,725	266,015,127	-16,594,402
固定資産	3,111,984,874	3,227,783,314	-115,798,440	設備資金借入金	116,500,000	130,480,000	-13,980,000
基本財産	2,791,513,111	2,884,831,390	-93,318,279	リース債務	1,568,160	2,898,180	-1,330,020
土地	933,812,853	933,812,853		役員退職慰労引当金	27,200,000	20,000,000	7,200,000
建物	1,857,700,258	1,951,018,537	-93,318,279	退職給付引当金	33,223,169	33,748,619	-525,480
その他の固定資産	320,471,763	312,951,924	72,519,839	長期未払金	250,000	1,750,000	-1,500,000
土地	30,200,000	30,200,000		長期預り金	70,679,396	77,138,298	-6,458,902
建物	5,730,001	6,172,501	-442,500	負債の部合計	509,591,718	557,465,274	-47,873,556
構築物	54,051,568	57,321,677	-3,270,109	純 資 産 の 部			
機械及び装置	14,720,265	16,839,075	-2,118,810	基本金	1,138,653,710	1,138,653,710	
車両運搬具	5,352,375	5,566,194	-213,819	基本金	1,138,653,710	1,138,653,710	
器具及び備品	58,166,058	67,496,733	-9,330,675	国庫補助金等特別積立金	887,741,849	944,087,861	-56,346,012
有形リース資産	545,940	2,263,074	-1,717,134	国庫補助金等特別積立金	887,741,849	944,087,861	-56,346,012
権利	2,253,763	2,253,763		その他の積立金	3,190,000	3,190,000	
ソフトウェア	1,820,113	2,848,124	-1,028,011	人件費積立金	3,190,000	3,190,000	
無形リース資産	2,352,240	3,136,320	-784,080	次期繰越活動増減差額	1,894,934,562	1,874,283,923	20,650,639
役員退職慰労引当資産	27,200,000	20,000,000	7,200,000	次期繰越活動増減差額	1,894,934,562	1,874,283,923	20,650,639
退職給付引当資産	33,223,169	33,748,619	-525,480	(うち当期活動増減差額)	20,650,639	59,518,709	-38,868,070
長期預り金積立資産	69,834,660	71,972,794	-2,138,134				
人件費積立資産	3,190,000	3,190,000					
長期前払費用	11,831,611	16,943,020	-5,111,409	純資産の部合計	3,924,520,121	3,960,215,194	-35,695,373
資産の部合計	4,434,111,839	4,517,680,768	-83,568,929	負債及び純資産の部合計	4,434,111,839	4,517,680,768	-83,568,929

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

第二号第一様式 (第二十三条第四項関係)

(単位: 円)

勘 定 科 目			当年度決算	前年度決算	増 減
サービス活動増減の部	収 益	介護保険事業収益	1, 296, 314, 061	1, 336, 373, 309	-40, 059, 248
		老人福祉事業収益	387, 665, 706	399, 820, 302	-12, 154, 596
		障害福祉サービス等事業収益	455, 080, 978	441, 867, 671	13, 213, 307
		その他の事業収益	2, 180, 376	2, 196, 876	-16, 500
		経常経費寄附金収益	0	600, 000	-600, 000
		サービス活動収益計(1)	2, 141, 241, 121	2, 180, 858, 158	-39, 617, 037
	費 用	人件費	1, 354, 960, 166	1, 352, 528, 757	2, 431, 409
		事業費	422, 890, 487	435, 844, 010	-12, 953, 523
		事務費	251, 714, 486	247, 288, 808	4, 425, 678
		利用者負担軽減額	4, 942, 697	5, 311, 622	-368, 925
		減価償却費	152, 596, 729	157, 017, 829	-4, 421, 100
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-55, 279, 922	-54, 777, 058	-502, 864
		徴収不能額	49, 258	0	49, 258
		サービス活動費用計(2)	2, 131, 873, 901	2, 143, 213, 968	-11, 340, 067
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		9, 367, 220	37, 644, 190	-28, 276, 970
サービス活動外増減の部	収 益	借入金利息補助金収益	1, 380, 522	1, 520, 322	-139, 800
		受取利息配当金収益	1, 500	7, 517	-6, 017
		その他のサービス活動外収益	12, 803, 590	19, 205, 170	-6, 401, 580
		サービス活動外収益計(4)	14, 185, 612	20, 733, 009	-6, 547, 397
	費 用	支払利息	2, 070, 783	2, 325, 748	-254, 965
		その他のサービス活動外費用	360, 360	332, 310	28, 050
	サービス活動外費用計(5)		2, 431, 143	2, 658, 058	-226, 915
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		11, 754, 469	18, 074, 951	-6, 320, 482
経常増減差額(7)=(3)+(6)		21, 121, 689	55, 719, 141	-34, 597, 452	
特別増減の部	収 益	施設整備等補助金収益	0	22, 716, 830	-22, 716, 830
		固定資産受贈額	138, 000	0	138, 000
		その他の特別収益	629, 880	4, 543, 663	-3, 913, 783
		特別収益計(8)	767, 880	27, 260, 493	-26, 492, 613
	費 用	固定資産売却損・処分損	2, 166, 620	453, 115	1, 713, 505
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	-1, 066, 090	0	-1, 066, 090
		国庫補助金等特別積立金積立額	0	22, 716, 830	-22, 716, 830
		その他の特別損失	138, 400	290, 980	-152, 580
		特別費用計(9)	1, 238, 930	23, 460, 925	-22, 221, 995
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		-471, 050	3, 799, 568	-4, 270, 618
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		20, 650, 639	59, 518, 709	-38, 868, 070	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		1, 874, 283, 923	1, 814, 765, 214	59, 518, 709
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		1, 894, 934, 562	1, 874, 283, 923	20, 650, 639
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0
	その他の積立金積立額(16)		0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		1, 894, 934, 562	1, 874, 283, 923	20, 650, 639

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

(白) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	介護保険事業収入	1,285,822,000	1,296,314,061	-10,492,061	カンライズ 北九州 利用者見込増 4,754千円増 カンファーズ 北九州 利用者見込増 2,504千円増 千寿中間 利用者見込減 566千円減 千寿中間 福岡県緊急時人材確保 職場環境復旧補助金 3,800千円増
	老人福祉事業収入	390,516,000	394,155,104	-3,639,104	望玄荘 福岡県緊急時人材確保 職場環境復旧補助金 3,700千円増 ほか 61千円減
	障害福祉サービス等事業収入	453,980,000	455,080,978	-1,100,978	ちづる園 利用者見込増 1,100千円増
	その他の事業収入	2,153,000	2,180,376	-27,376	
	借入金利息補助金収入	1,380,000	1,380,522	-522	
	受取利息配当金収入	21,000	1,500	19,500	
	その他の収入	11,935,000	12,803,590	-868,590	本部 企業主導型保育事業助成金 563千円増 カンファーズ 北九州 特定求職者雇用開発助成金 200千円増 ほか 105千円増
	事業活動収入計(1)	2,145,807,000	2,161,916,131	-16,109,131	
	人件費支出	1,358,169,000	1,356,576,766	1,592,234	千寿中間 コナクスターによる時間外手当見込増 631千円増 カンライズ 北九州、ちづる園 退職による見込減 1,621千円減 カンファーズ 北九州 病休による見込減 354千円減 ほか 248千円減
	事業費支出	437,197,000	435,316,896	1,880,104	千寿中間、カンファーズ 北九州 電気代見込増 1,251千円増 望玄荘、千寿中間、ゆうあい 給食費見込減 3,149千円減 ほか 18千円増
	事務費支出	252,912,000	251,714,486	1,197,514	望玄荘、ちづる園 修繕費見込減 879千円減 ちづる園、カンファーズ 北九州 職員被服費見込減 180千円減 ほか 138千円減
	利用者負担軽減額	4,920,000	4,942,697	-22,697	
	支払利息支出	2,071,000	2,070,783	217	
	その他の支出	350,000	360,360	-10,360	
	流動資産評価損等による資金減少額	0	49,258	-49,258	
	事業活動支出計(2)	2,055,619,000	2,051,031,246	4,587,754	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	90,188,000	110,884,885	-20,696,885	
施設整備等による収支	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	設備資金借入金元金償還支出	13,980,000	13,980,000	0	
	固定資産取得支出	42,362,000	42,401,932	-39,932	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	2,503,000	2,501,214	1,786	
	その他の施設整備等による支出	1,500,000	1,500,000	0	
	施設整備等支出計(5)	60,345,000	60,383,146	-38,146	
その他の活動による収支	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-60,345,000	-60,383,146	38,146	
	積立資産取崩収入	18,743,000	17,531,714	1,211,286	千寿中間 退職給付引当資産取崩収入減 1,109千円減 ほか 102千円減
	その他の活動による収入	5,217,000	5,229,072	-12,072	
	その他の活動収入計(7)	23,960,000	22,760,786	1,199,214	
	積立資産支出	18,964,000	19,068,100	-104,100	カンライズ 北九州 退職給付引当資産支出増 104千円増
	その他の活動による支出	257,000	256,063	937	
	その他の活動支出計(8)	19,221,000	19,324,163	-103,163	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	4,739,000	3,436,623	1,302,377	
予備費支出(10)		0	—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		34,582,000	53,938,362	-19,356,362	
前期末支払資金残高(12)		1,100,332,170	1,100,332,170	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		1,134,914,170	1,154,270,532	-19,356,362	

《 監査報告書 》

監査報告書

令和4年5月13日

社会福祉法人西日本至福会

理事長 冷牟田 洋一 殿

監事 末松 由美

監事 猪原 清典

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその他の附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

1. 財務・経理について

- ・ 新型コロナウイルス感染によるクラスターで大変な状況の中、各施設とも事業費及び事務費の節約が見られ、努力した結果を見ることが出来た。
- ・ 特にご利用者の減少による収入の減少は各施設とも共通の課題であるが、若干ではあるが最近では増加に転じている所もあり、また施設によっては病院などの訪問や独自の広報活動をするなど工夫が見られるため、引き続きご利用者の確保に努力してほしい。
- ・ 施設の老朽化による修繕費も毎年計上しなければならず、修繕積立金の計上も考慮する必要があると思われる。
- ・ ちょっとした異変でも見逃すことなく水漏れ等が起きないように、常日頃の施設内の見回りをし、早期に手当てができるよう心掛けてほしい。
- ・ 人件費であるが、一部を除いて増加傾向である。特に職員給与が増加していることは新人職員が入っていないことも影響している。各施設の職種もあり一概に増やすことに賛成ではないが、職場環境をよくするためにも若手職員が入ってくることが必須であるため財政とのバランスを考え補充してもらいたい。
- ・ 法人単位の当期活動増減差額が、前年に比べ 3,900 万円足らず減少しているが、次期繰越活動増減差額が 2,000 万円余り増加している。順調に推移しており経営状況は良好である。

2. 事業・運営について

- ・ 新型コロナウイルス感染症からご利用者を守るために、どの施設も全力を尽くして日々努力されていることを強く感じた。大きな負担と緊張の中、業務に励んでいる職員に敬意を表すと共に、この経験を今後の糧として活かして頂きたい。
- ・ 各施設が利用者目標数を確保するために常に努力している。コロナの影響もあり、目標に届いていない施設もあるが、近い数値で推移している。それぞれの施設の工夫があり、この努力の継続が今後の目標数に繋がると考える。
- ・ 職員教育を重要なこととして実行されており、コロナ禍で外部研修に参加できずとも、施設内研修やリモート研修等に参加し、職員の資質向上に努めている。また、各委員会もそれぞれ有意義に活動している。
- ・ ご利用者一人ひとりの心と身体に寄り添い、健康管理は勿論、喜ばれること、楽しめることをも大切にし、食べることやレクリエーションなどいろいろと考えられている。また、ご家族に対しても丁寧に対応できていると思われる。
- ・ ご利用者の方は、毎日安心して楽しく過ごされることが何よりの幸せだと思う。いつまで続くかわからない新型コロナウイルス感染症であるが、今後とも気を緩めず、この 2 年あまりの経験を活かし、ご利用者を見守っていただきたい。

以上

《 現況報告書 》

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 40 福岡県	(2)市町村区分 100 北九州市	(3)所轄庁区分 40100	(4)法人番号 7290805004012	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 西日本至福会					
(8)主たる事務所の住所 福岡県 北九州市		八幡西区塔野三丁目16番1号			
(9)主たる事務所の電話番号 093-612-5210		(10)主たる事務所のFAX番号 093-612-5250		(11)従たる事務所の有無 1 有	
(12)従たる事務所の住所 福岡県 北九州市小倉北区		小文字1丁目12番1号			
福岡県 北九州市八幡西区		塔野3丁目16番1号			
福岡県 北九州市若松区		二島1丁目4番36号			
福岡県 中間市		通谷1丁目36番2号			
福岡県 中間市		通谷1丁目36番6号			
福岡県 北九州市八幡西区		塔野3丁目16番2号			
(13)法人のホームページ http://www.shifukukai.com/			(14)法人のメールアドレス info@shifukukai.com		
(15)法人の設立認可年月日 昭和53年11月17日			(16)法人の設立登記年月日 昭和53年12月2日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
冷牟田 茂一 会社役員	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
一田 一恵 無職	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	0
高木 真 無職	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
安田 洋一 無職	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
石松 フサエ 無職	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
河本 直子 医療法人理事	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
古野 満 無職	R.3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	14,672,533	2 特例無
----------	---	----------	---	--------------------------------	------------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
冷牟田 洋一	1 理事長 R.3.6.28 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		1 常勤	令和3年6月25日 当法人役員		2 無
白尾 啓介	2 業務執行理事 R.3.6.28 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		1 常勤	令和3年6月25日 当法人役員	2 無	2 理事報酬のみ支給
牟田 律子	3 その他理事 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		1 常勤	令和3年6月25日 当法人役員・職員	2 無	2 理事報酬のみ支給
石田 凱久	3 その他理事 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和3年6月25日 無職	3 職員給与のみ支給	2 無
山本 信弘	3 その他理事 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和3年6月25日 無職	4 いずれも支給なし	2 無
渡邊 美由紀	3 その他理事 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和3年6月25日 無職	4 いずれも支給なし	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	180,000
----------	---	----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
猪原 清典	税理士 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	令和3年6月25日
末松 由美	無職 R.3.6.25 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	5 財務管理に識見を有する者 (税理士)	1
		2 無	令和3年6月25日
		3 社会福祉事業に識見を有する者 (その他)	2

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)
-------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	5	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	237	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	90
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	31.9

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和3年6月25日	6		2		理事の選任、監事の選任、令和2年度決算承認、令和2年度事業報告 令和2年度決算監査報告、令和2年度臨時監事監査（会計）報告 居宅介護支援事業所廃止の報告、役員賠償責任保険更新の報告 社会福祉充実残額の確認

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和3年6月10日	6	2	理事長職務執行状況報告 評議員選任・解任委員の選任、評議員候補者の推薦、理事候補者の推薦、監事候補者の推薦 令和2年度事業報告承認、令和2年度決算承認 令和2年度臨時監事監査(会計)報告、令和2年度決算監査結果報告 役員賠償責任保険更新の報告、評議員会の日時・議案等の決定
令和3年6月28日	6	2	理事長の選任 常務理事の選任
令和4年3月25日	6	2	理事長職務執行状況報告 令和4年度事業計画承認 令和3年度第1次資金収支補正予算承認 令和4年度資金収支予算承認、令和4年度収益事業収支予算承認 施設長人事の報告、評議員選任解任委員会議事録についての報告

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	植園大佳詞、末松由美
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	1. 契約について、本部一括の方が良いと思うが、利便性を考慮して施設での契約の方が良いという意見もある。改善できることは改善していただきたい。 2. 少額な物品購入に対して、高額な物品購入と同じ事務手続きをすることは煩瑣であり、効率的ではない。適正化を担保できるのであれば是非とも簡略化していただきたい。
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	1. 本部で一括契約するものと、各施設で契約できるものを精査して対応します。 2. 1万円以下の物品購入を少額として、決裁方法の検討・変更を進めます。

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コー ド分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					
001	本部	00000001	本部経理区分			本部					
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-1			3 自己所有	3 自己所有	昭和53年12月1日	0	0
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
01030301	望玄荘	経費老人ホーム			望玄荘						
		福岡県	北九州市小倉北区	小文字1-12-1			1 行設からの賃借等	3 自己所有	昭和54年10月10日	100	36,095
		ア建設費	昭和54年8月19日	202,111,000	123,474,000	85,000,000	410,585,000	5,171,990			
		イ大規模修繕									
01030202	サンライズ北九州	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)			サンライズ北九州						
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-1			3 自己所有	3 自己所有	昭和63年5月6日	100	33,893
		ア建設費	昭和63年3月31日	31,791,000	318,709,000	226,000,000	576,500,000	3,625,400			
		イ大規模修繕									
02120401	サンライズ北九州	老人短期入所事業(短期入所生活介護)			サンライズ北九州						
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-1			3 自己所有	3 自己所有	昭和63年5月6日	6	448
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
01040401	ちづる園	障害者支援施設(施設入所支援)			ちづる園						
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36			3 自己所有	3 自己所有	平成23年5月15日	80	28,667
		ア建設費	平成23年5月9日	40,211,144	491,325,000	274,000,000	805,536,144	4,063,860			
		イ大規模修繕									
01040402	ちづる園	障害者支援施設(生活介護)			ちづる園						
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36			3 自己所有	3 自己所有	平成23年5月15日	80	21,313
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
02130107	ちづる園	障害福祉サービス事業(短期入所)			ちづる園						
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36			3 自己所有	3 自己所有	平成23年5月15日	2	545
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									

005	ゆうあい	01030301	軽費老人ホーム			ゆうあい		
		福岡県 中間市	通谷 1-3-6-2			3 自己所有	3 自己所有	平成9年10月4日
		ア建設費	平成9年7月31日			148,331,920	1,275,227,000	636,900,000
		イ大規模修繕						2,060,458,920
006	千寿中間	02180101	生計困難者に対する無料低額老健利用事業			千寿中間		
		福岡県 中間市	通谷 1-3-6-6			3 自己所有	3 自己所有	平成7年12月8日
		ア建設費	平成7年12月7日			96,000,000		743,965,000
		イ大規模修繕						839,965,000
006	千寿中間	06260109	(公益) 居宅サービス事業 (短期入所療養介護)			千寿中間		
		福岡県 中間市	通谷 1-3-6-6			3 自己所有	3 自己所有	平成7年12月8日
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						0
006	千寿中間	06260107	(公益) 居宅サービス事業 (通所リハ)			千寿中間		
		福岡県 中間市	通谷 1-3-6-6			3 自己所有	3 自己所有	平成7年12月8日
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						0
007	サンフワーズ北九州	02180101	生計困難者に対する無料低額老健利用事業			サンフワーズ北九州		
		福岡県 北九州市八幡西区	塔野 3-1-6-2			3 自己所有	3 自己所有	平成2年5月14日
		ア建設費	平成2年3月30日			36,000,000	535,805,000	571,805,000
		イ大規模修繕						4,260,550
007	サンフワーズ北九州	06260109	(公益) 居宅サービス事業 (短期入所療養介護)			サンフワーズ北九州		
		福岡県 北九州市八幡西区	塔野 3-1-6-2			3 自己所有	3 自己所有	平成2年5月14日
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						0
007	サンフワーズ北九州	06260107	(公益) 居宅サービス事業 (通所リハ)			サンフワーズ北九州		
		福岡県 北九州市八幡西区	塔野 3-1-6-2			3 自己所有	3 自己所有	平成2年5月14日
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						0

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2) 公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コー ド分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3) 収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類		①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
008	ちづる園売電事業	05340101	収益事業				ちづる園売電事業				
		福岡県	北九州市若松区		二島 1-4-3-6		3 自己所有	3 自己所有	平成25年2月7日	0	0
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4) 備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	健康教室・運動教室	福岡県中間市深坂公民館
	作業療法士による講話と体操	
地域における公益的な取組⑨（その他）	地域清掃活動	北九州市八幡西区金山川周辺、小倉北区足立公園周辺
	職員による清掃活動	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	福祉体験教室	北九州市若松区二島小学校、鶴生田小学校
	理学療法士による車椅子試乗体験他	
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	介護老人保健施設利用者負担軽減制度	北九州市八幡西区介護老人保健施設サンフワーズ北九州
	低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免	
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	介護老人保健施設利用者負担軽減制度	福岡県中間市介護老人保健施設千寿中間
	低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)

0

(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)

①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)

0

②地域公益事業 (円)

0

③公益事業 (円)

0

④合計額 (①+②+③) (円)

0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)

0

②地域公益事業 (円)

0

③公益事業 (円)

0

④合計額 (①+②+③) (円)

0

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

②事業報告

③財産目録

④事業計画書

⑤第三者評価結果

⑥苦情処理結果

⑦監事監査結果

⑧附属明細書

1 有

1 有

2 無

3 該当なし

2 無

1 有

2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費 (円)

1,551,338,510

②施設・設備に係る公費 (円)

1,380,522

③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)

1,483,666,102

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名

直近の受審年度

サンライズ北九州、千寿中間、サンフワーズ北九州

平成17年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分

01 公認会計士

②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)

吉田 秀樹

③業務内容

ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援

④費用 [年額] (円)

660,000

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

令和4年3月10日 (木) 北九州市
特に文書をもって是正改善を指示する事項は認められませんでした

②実施した改善内容

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入

1 有

② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入

2 無

③ 特定退職金共済制度 (商工会議所) に加入

2 無

④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入

1 有

⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に: ●●●)

⑥ 法人独自で退職手当制度を整備

2 無

⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない

2 無

《 定 款 》

社会福祉法人西日本至福会定款

(昭和53年12月 2日登記)

改正 平成28年11月29日

平成30年 6月25日

令和 元年11月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 軽費老人ホーム（A型）望玄荘の設置経営
- (イ) 特別養護老人ホームサンライズ北九州の設置経営
- (ウ) 障害者支援施設ちづる園の設置経営
- (エ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆうあいの設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 無料又は低額介護老人保健施設利用事業（介護老人保健施設千寿中間）の設置経営
- (イ) 老人短期入所事業（サンライズ北九州）
- (ウ) 無料又は低額介護老人保健施設利用事業（介護老人保健施設サンフラワーズ北九州）の設置経営
- (エ) 障害福祉サービス事業（ちづる園における短期入所）
- (オ) 居宅介護等事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人西日本至福会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、障害者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北九州市八幡西区塔野三丁目16番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第22条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

- 第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北九州市小倉北区小文字一丁目1938番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建
軽費老人ホーム（A型）望玄荘
入所棟 1棟（5,171.99㎡）
- (2) 北九州市八幡西区塔野三丁目883番地4、884番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建
特別養護老人ホームサンライズ北九州
入所棟 1棟（3,625.4㎡）
- (3) 福岡県中間市通谷一丁目11番地33、11番地34、19番地18、19番地20所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺4階建
介護老人保健施設千寿中間
入所棟 1棟（4,745.95㎡）
- (4) 北九州市若松区二島一丁目4番地102所在の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建
障害者支援施設ちづる園
入所棟 1棟（4,003.70㎡）
- (5) 北九州市若松区二島一丁目4番地102所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 入所棟附属施設
倉庫 1棟（32.40㎡）
- (6) 北九州市若松区二島一丁目4番地102所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 入所棟附属施設
教習室・ポンプ室 1棟（27.76㎡）

- (7) 北九州市八幡西区塔野三丁目 883 番地 7
 同 884 番地 3
 同 884 番地 4
 同 886 番地 9
 同 887 番地 21
 同 887 番地 23
 同 887 番地 25

福岡県中間市通谷一丁目 36 番地 277 所在の鉄筋コンクリート造ルーフینگ葺陸屋根
 地下 1 階付き 2 階建

介護老人保健施設サンフラワーズ北九州 1 棟 (4, 260.55 m²)

- (8) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、11
 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建

軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい

入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち 1 階部分 425.49 m²)

- (9) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、11
 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建

軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい

入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち 2 階部分 1, 214.57 m²)

- (10) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、1
 1 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建

軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい

入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち 4 階から 13 階部分 6, 372.90 m²)

- (11) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、1
 1 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建

軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい

入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち 2 1 階部分 65.22 m²)

- (12) 福岡県中間市通谷一丁目 11 番地 45、11 番地 17、11 番地 19、11 番地 23、1
 1 番地 24 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 1 階建

軽費老人ホーム (ケアハウス) ゆうあい

入所棟 1 棟 (24, 529.33 m²のうち平成 25 年第 34 号

持分面積を定める合意公正証書に基づく持分面積部分 2, 579.35 m²)

- (13) 北九州市八幡西区塔野三丁目 764 番 389 (35.28 m²)

同 883 番 4 (4, 384.27 m²)

同 884 番 2 (530.79 m²)

同 886 番 8 (97.38 m²)

福岡県中間市大字中間字通谷 36 番 220 (31.49 m²)

福岡県中間市通谷一丁目 36 番 293 (29.12 m²)

所在の特別養護老人ホームサンライズ北九州

敷地 6 筆 (5, 108.33 m²)

- (14) 北九州市若松区二島一丁目 4 番 102 (4, 434.08 m²)

同 4 番 103 (445.57 m²)

同 4 番 104 (79.03 m²)

所在の障害者支援施設ちづる園

敷地 3 筆 (4, 958.68 m²)

- (15) 北九州市若松区二島一丁目1番101 (320.83m²)
 同 1番102 (424.87m²)
 同 1番103 (223.84m²)
 同 1番104 (241.66m²)
 同 1番105 (198.88m²)
 同 1番106 (42.77m²)

所在の障害者支援施設ちづる園

敷地 6筆 (1,452.85m²)

- (16) 北九州市八幡西区塔野三丁目883番 7 (79.28m²)
 同 884番 3 (167.05m²)
 同 884番 4 (70.27m²)
 同 886番 9 (64.11m²)
 同 887番 21 (560.97m²)
 同 887番 23 (937.33m²)
 同 887番 25 (829.87m²)

福岡県中間市通谷一丁目 36番277 (495.87m²)

所在の介護老人保健施設サンフラワーズ北九州

敷地 8筆 (3,204.75m²)

- (17) 福岡県中間市通谷一丁目11番32 (77.00m²)
 同 11番33 (864.00m²)
 同 11番34 (815.00m²)
 同 11番36 (136.00m²)
 同 19番18 (40.00m²)
 同 19番20 (1,415.00m²)

所在の介護老人保健施設千寿中間

敷地 6筆 (3,347.00m²)

- (18) 北九州市八幡西区塔野三丁目764番387 (59.46m²)
 同 764番388 (15.77m²)
 同 764番622 (38.10m²)
 同 883番 1 (235.00m²)
 同 884番 1 (222.00m²)
 同 886番 1 (610.00m²)
 同 886番 5 (300.00m²)
 同 886番 6 (135.00m²)
 同 886番 7 (218.00m²)
 同 887番 20 (462.00m²)
 同 887番 22 (624.00m²)
 同 887番 24 (292.00m²)
 同 887番 32 (1,100.00m²)
 福岡県中間市通谷一丁目 19番 1 (2,577.00m²)
 同 19番 5 (1,078.00m²)
 同 19番 7 (765.00m²)
 同 19番 29 (1,356.00m²)
 同 19番 30 (430.00m²)

同 19番 35 (11.00 m²)
同 36番 222 (20.90 m²)

所在の来訪者・職員駐車場等

敷地 20筆 (10,549.23 m²)

(19) 福岡県中間市通谷一丁目11番45

所在の軽費老人ホーム(ケアハウス) ゆうあい

敷地 1筆 (2,292 m²)

3 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第36条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北九州市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北九州市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認

を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、売電事業を行う。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北九州市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北九州市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人西日本至福会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

(役員)

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	高田 百喜
理 事	冷牟田 千年
理 事	冷牟田 教示
理 事	前間 正則
理 事	大岡 豊
理 事	小川 岩雄
監 事	千々和 一彦
監 事	小野 重喜

(施行期日)

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月25日）

この定款は、平成30年7月17日から施行する。

附 則（令和元年11月22日）

この定款は、令和元年12月2日から施行する。

《 役員の報酬等に関する規程 》

社会福祉法人西日本至福会役員の報酬等に関する規程

(平成29年6月23日規程第4号)

平成30年9月26日規程第14号

令和4年6月24日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西日本至福会（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長、常務理事及び常勤理事（以下「常勤役員」という。）については、報酬及び退職手当を支給する。
 - (2) 常勤役員以外の役員（以下「非常勤役員」という。）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規則に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
 - (3) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき旅費を支給する。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了し、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員及び非常勤役員（以下「常勤役員等」という。）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長及び常務理事の報酬については、別表2に定める額のうちから、評議員会の承認を得て決定する額
- (2) 監事の報酬については、別表3に定める額
- (3) 退職手当については、別表3により定める額
- (4) 通勤手当については、職員給与規則第12条の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日（その日が休日のときはその日前において、その日に

最も近い休日でない日) とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内に支給する。

2 非常勤役員に対する報酬等は、当該会議等に参加した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 5 条 新たに常勤役員等に就任したものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 6 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則 (平成 29 年 6 月 23 日規程第 4 号)

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。ただし、退職手当に関する規定については、平成 28 年 12 月 2 日から適用する。

付 則 (平成 30 年 9 月 26 日規程第 14 号)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 4 年 6 月 24 日規程第 2 号)

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

手 当	業務の種類
10,000 円（日額）	(1) 評議員会 (2) 理事会 (3) 評議員選任・解任委員会 (4) 行政機関による監査立会い (5) その他理事長が必要と認めた業務

別表 2（第 3 条関係）

号 俸	報酬月額	号 俸	報酬月額
1 号俸	100,000 円	11 号俸	1,100,000 円
2 号俸	200,000 円	12 号俸	1,200,000 円
3 号俸	300,000 円	13 号俸	1,300,000 円
4 号俸	400,000 円	14 号俸	1,400,000 円
5 号俸	500,000 円	15 号俸	1,500,000 円
6 号俸	600,000 円	16 号俸	1,600,000 円
7 号俸	700,000 円	17 号俸	1,700,000 円
8 号俸	800,000 円	18 号俸	1,800,000 円
9 号俸	900,000 円	19 号俸	1,900,000 円
10 号俸	1,000,000 円	20 号俸	2,000,000 円

別表 3（第 3 条関係）

区 分	報 酬	備 考
監 事	20,000 円（日額）	定期又は臨時監査について、出席日数を乗じて得た額を支給する。

別表 4（第 3 条関係）

退職手当金計算式
報酬月額 × 4 × 在任年数 （1 年未満は 1 年に切り上げる）

《 役員等名簿 》

社会福祉法人西日本至福会 役員等名簿

【社会福祉法第45条の34 第2項】

理 事（定数 6名）

役職	氏名	就任年月日
理事長	冷牟田 洋一	令和3年6月25日
常務理事	白 尾 啓 介	令和3年6月25日
理事	牟 田 律 子	令和3年6月25日
理事	石 田 凱 久	令和3年6月25日
理事	山 本 信 弘	令和3年6月25日
理事	渡邊 美由紀	令和3年6月25日

監 事（定数 2名）

監事	猪 原 清 典	令和3年6月25日
監事	末 松 由 美	令和3年6月25日

評 議 員（定数 7名）

評議員	冷牟田 茂一	令和3年6月25日
評議員	一 田 一 恵	令和3年6月25日
評議員	高 木 眞	令和3年6月25日
評議員	安 田 洋 一	令和3年6月25日
評議員	石松 フサエ	令和3年6月25日
評議員	河 本 直 子	令和3年6月25日
評議員	古 野 満	令和3年6月25日

* 理事・監事の任期： 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する
定時評議員会終結の時まで

* 評議員の任期： 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する
定時評議員会終結の時まで